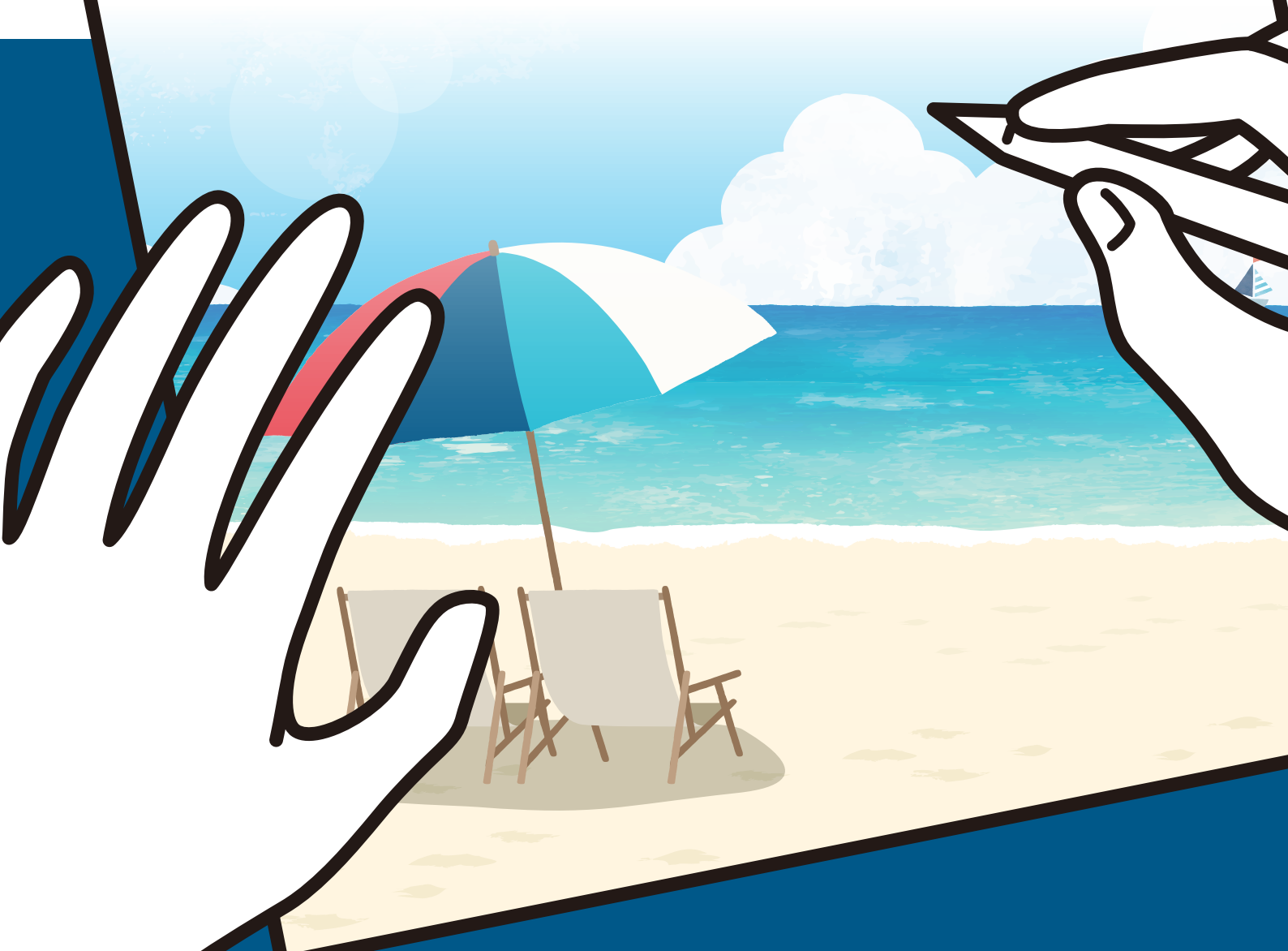


第6次 日高町長期総合計画

笑顔で健康に暮らせるまち
海と緑に包まれた快適空間

ひだか



「笑顔で健康に暮らせるまち 海と緑に包まれた快適空間・ ひだか」を目指して



日高町では、平成23年度に「第5次日高町長期総合計画」を策定し、将来像に掲げた「海と緑と人が結び合う 笑顔あふれる定住拠点・ひだか」の実現を目指し、住環境整備や子育て支援、高齢者支援をはじめとする各種の取り組みを進めてきました。

昨今では、全国的に少子高齢化が進み、人口減少が続いていますが、本町は平成2年を境に周辺からの人口流入により増加傾向にあります。しかし、今後10年を展望した時、本町においても少子高齢化が進み、それに伴い自然減は拡大を続けることが見込まれます。また、大規模な自然災害の発生をはじめ、働き方の多様化、情報化や技術革新の進展による新たな社会（Society5.0）の到来など、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。

こうしたことを踏まえ、このたび、令和3年度から令和12年度までの10年間の本町のまちづくりの指針として、「第6次日高町長期総合計画」を策定しました。

本計画では、これまでのまちづくりを継承・発展させつつ、新たな発想を取り入れ、「笑顔で健康に暮らせるまち 海と緑に包まれた快適空間・ひだか」を将来像として決めました。

今後は、自然との共存のもと、住みやすいまちとしての質をさらに高め、新たな活力と人の流れを生み出し、人と人のつながりを強めるまちづくりを進め、子どもから高齢者まで笑顔で健康に暮らせるまちを町民の皆さまと一緒に築いていきたいと思っております。

最後になりますが、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、総合計画策定委員の皆さまをはじめ、町民アンケート調査や各種団体のグループディスカッションなどにご協力を賜りました町民の皆さまに対し、心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

日高町長 **松本 秀司**

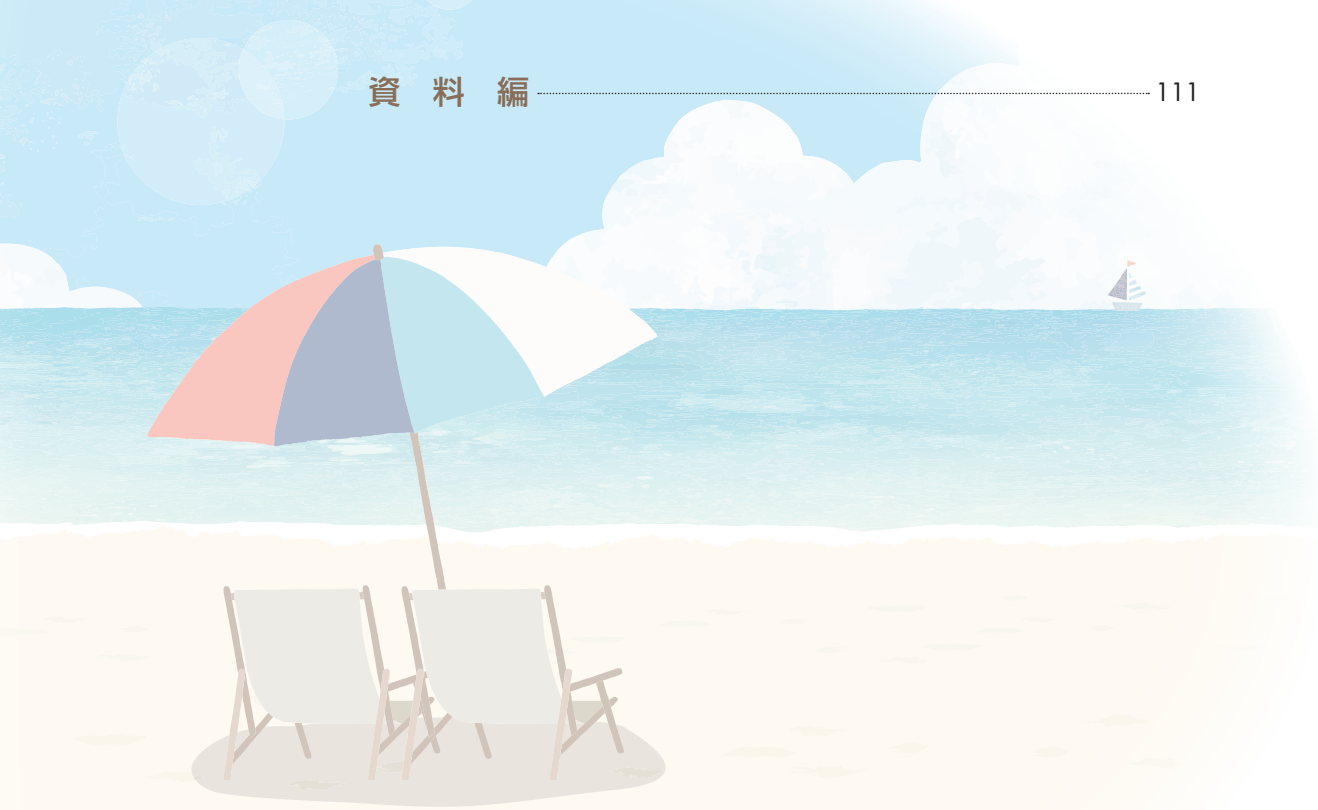
目次

第1部 総論	1
第1章 はじめに	2
1 長期総合計画とは	2
2 策定の背景	2
第2章 計画の基本事項	3
1 計画の役割	3
2 計画の構成と期間	3
第3章 日高町の現状と課題	4
1 日高町の概況	4
2 日高町の特性	8
3 町民ニーズ	11
4 時代潮流	18
5 日高町の発展課題	21
第2部 基本構想	23
第1章 日高町の将来像	24
1 まちづくりの基本原則	24
2 将来像	25
3 人口の見通し	25
第2章 計画の体系と方針	26
1 計画の体系	26
2 政策目標ごとの方針	27



第3部 基本計画	31
第1章 安全・安心・快適に暮らせる日高	32
1 消防・防災	32
2 交通安全・防犯・消費者対策	34
3 環境保全	38
4 ごみ処理等環境衛生	40
5 上・下水道	42
6 公園・緑地	44
第2章 子育てしやすく健康で長生きできる日高	46
1 子育て支援	46
2 保健・医療	50
3 高齢者支援	54
4 障がい者支援	56
5 地域福祉	60
6 国民健康保険・国民年金等	62
第3章 人と文化が輝く日高	64
1 学校教育	64
2 生涯学習	68
3 スポーツ	70
4 文化芸術	72
5 青少年健全育成	74
6 国内・国際交流	76

第4章 豊かで活力に満ちた日高	78
1 農林業	78
2 水産業	82
3 商工業	84
4 観光・交流	86
5 雇用対策	88
第5章 未来への基盤が整った日高	90
1 土地利用	90
2 住宅、定住・移住	92
3 道路・公共交通	94
4 情報化・技術革新	98
第6章 力を合わせてつくる日高	100
1 人権尊重	100
2 男女共同参画	102
3 コミュニティ	104
4 町民参画・協働	106
5 行財政運営	108
資料編	111



▶ 第1部

總論



第1章 はじめに

1 長期総合計画とは

長期総合計画とは、地方自治体が将来目指す姿を示すとともに、それを実現するためのどのような取り組みを行うかをまとめた計画です。

多くの地方自治体が、10年間の基本構想（目指す将来像や大きな方向性等を示したもの）と5年間の基本計画（基本構想に基づいて主な施策等を示したもの）で構成しています。

地方自治体が策定する計画は、分野ごとにたくさんありますが、長期総合計画は、こうした各種計画のうち、一番上に位置する「最上位計画」であり、最も重要な計画です。

2 策定の背景

本町では、平成22年度に「第5次日高町長期総合計画（みんなの日高2020プラン）」を策定し、『海と緑と人が結び合う 笑顔あふれる定住拠点・ひだか』という将来像の実現に向けた様々な取り組みを積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、この計画の策定後、およそ10年を経過した今日、少子高齢化の急速な進行や全国各地における大規模な自然災害の発生をはじめ、社会・経済情勢は大きく変化しているほか、これらに伴い、町民ニーズも大きく変化しています。

こうした社会・経済情勢や町民ニーズの変化に的確に対応しつつ、魅力と活力ある日高町をつくり上げ、将来にわたって持続していくため、「第6次日高町長期総合計画」を策定します。

なお、本計画が、多くの町民に自分たちのまちづくりの目標として親しまれ、積極的な参画・協働が得られるよう、計画の愛称を、「わたしの日高2030計画」と定めます。

第2章

計画の基本事項

1 計画の役割

本計画は、次のような役割を持つ計画として策定しました。

町民みんなのまちづくりの目標

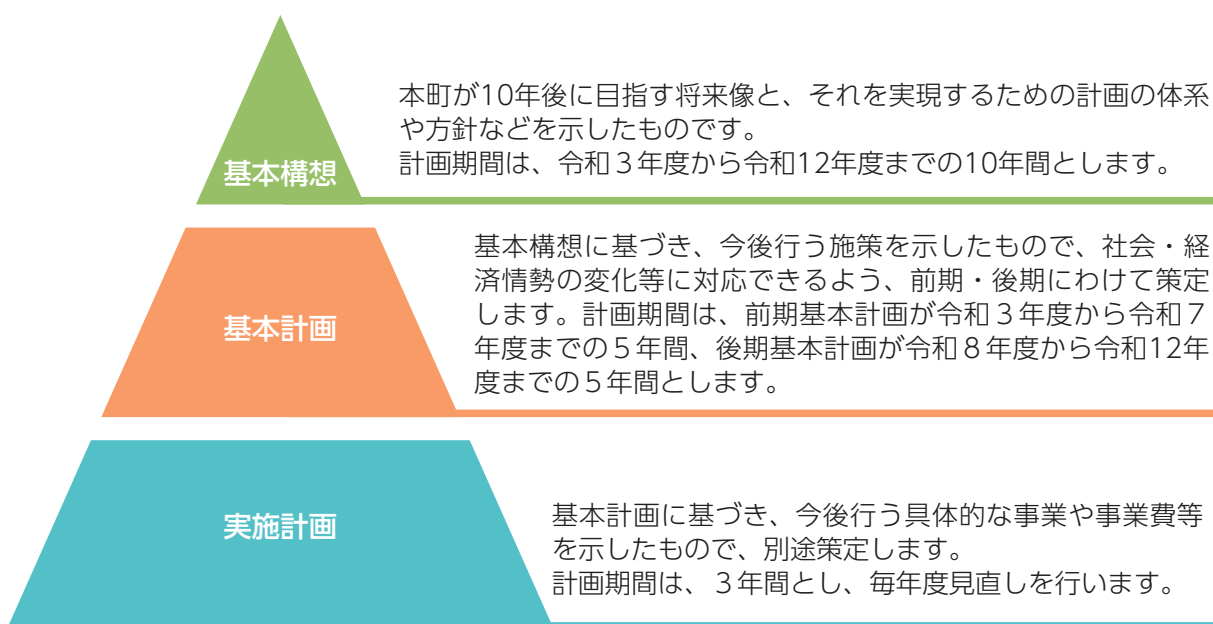
町民にとっては、本町の将来像や、その実現に向けた取り組みを行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働していくための目標となるものです。

町行政の総合的な経営指針・主張

町行政にとっては、魅力と活力あるまちをつくり上げ、将来にわたって持続していくための総合的な経営指針となるとともに、国や和歌山県、周辺自治体に対し、日高町の主張を示すものです。

2 計画の構成と期間

本計画は、次のような構成と期間の計画として策定しました。



第3章

日高町の現状と課題

1 日高町の概況

(1) 位置と地勢

紀伊半島西部海岸沿いのほぼ中間点に位置し、
海岸部・平野部・山地部で構成される。

本町は、紀伊半島西部海岸沿いのほぼ中間点に位置し、北は由良町、東は広川町及び日高川町、南は御坊市及び美浜町と接しているほか、西は紀伊水道に面しています。

東西約11.3km、南北約11.5km、総面積46.19km²の町で、日ノ御埼から由良湾に至る海岸部と、西川の上・中流、支流志賀川の流域及び日高平野からなる平野部、紀伊山地の西縁部にあたる山地部で構成されています。

日高町の位置



(2) 町の歩み

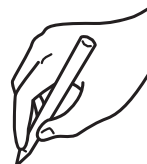
昭和29年に内原村、志賀村、比井崎村の3村が合併して「日高町」となり、令和6年には70周年を迎える。

江戸時代には、現在の日高町域に独立した20ヶ村浦がありました。明治17年に戸長役場の管轄区域が拡大され、この20ヶ村浦は、比井浦外7ヶ村浦（含三尾浦）、荻原村外6ヶ村（含丸山村）、和田浦外3ヶ村浦（含小池村）の各連合村と志賀村の4行政区にわかれしました。

明治22年の町村制の実施に伴い、新たに東内原村、西内原村、志賀村、比井崎村の4ヶ村が発足しました。この時に三尾浦と丸山村は他村に移り、小池村は志賀村に含まれることになり、また、これまでの村・浦はそれぞれ「大字」と呼ばれるようになりました。

その後、昭和16年8月に東内原村と西内原村が合併して内原村となり、昭和28年9月1日に町村合併促進法が制定されると、翌昭和29年10月1日に内原村、志賀村、比井崎村の3村が合併して「日高町」となり、現在に至っています。

現在、町制施行66周年を迎えたところであり、令和6年には70周年を迎えます。



(3) 人口の状況

① 総人口

平成27年の国勢調査で7,641人。

平成22年から平成27年の増加率は和歌山県で第1位。

本町の総人口（平成27年国勢調査）は7,641人で、平成22年の7,432人から209人増加し、増加率は2.8%となっています。

これまでの推移をみると、平成7年以降、一貫して増加傾向にあります。

和歌山県の30市町村のうち、直近5年間で人口が増加したのは3市町、人口が減少したのは27市町村ですが、日高町は、増加率第1位となっています。

総人口と増加数・増加率

年	項目	人口（人）	増加数（人）	増加率（%）
平成7年		6,926	64	0.9
平成12年		7,148	222	3.2
平成17年		7,344	196	2.7
平成22年		7,432	88	1.2
平成27年		7,641	209	2.8

資料：国勢調査

和歌山県内市町村の人口増加率の比較（上位5位と下位5位）

市町村名	増加率（%）	市町村名	増加率（%）
日高町	2.8（1位）	由良町	-10.3（26位）
上富田町	1.2（2位）	紀美野町	-11.4（27位）
岩出市	1.1（3位）	九度山町	-11.8（28位）
和歌山市	-1.7（4位）	すさみ町	-12.8（29位）
有田川町	-3.0（5位）	高野町	-15.7（30位）

資料：国勢調査

② 年齢3区分別人口

子どもの比率が国・県よりもかなり高い。

高齢化は県と同程度で進んでいる。

年齢3区分別人口（平成27年国勢調査）は以下のとおりとなっており、それぞれの比率を全国及び和歌山県と比較すると、15歳未満の年少人口比率（15.6%）は全国平均（12.6%）や和歌山県平均（12.1%）をかなり上回り、65歳以上の高齢者人口比率（29.4%）は全国平均（26.6%）を上回り、和歌山県平均（30.9%）をわずかに下回っています。

これらのことから、本町は、子どもの比率が国・県よりもかなり高いこと、高齢化は県と同程度で進んでいることがわかります。

年齢3区分別人口の推移

項目		年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）			7,148	7,344	7,432	7,641
年少人口 （15歳未満）	（人）		1,185	1,165	1,186	1,194
	（%）		16.6	15.9	16.0	15.6
生産年齢人口 （15～64歳）	（人）		4,189	4,224	4,148	4,196
	（%）		58.6	57.5	55.8	54.9
高齢者人口 （65歳以上）	（人）		1,774	1,955	2,063	2,248
	（%）		24.8	26.6	27.8	29.4

注) 総人口には年齢不詳を含む。

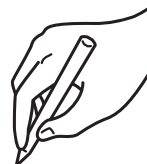
資料：国勢調査

年齢3区分別人口比率の全国・和歌山県との比較（平成27年）

項目	区分	全国	和歌山県	日高町
年少人口（%）		12.6	12.1	15.6
生産年齢人口（%）		60.7	57.0	54.9
高齢者人口（%）		26.6	30.9	29.4

注) 年齢不詳を除く。

資料：国勢調査



2 日高町の特性

「強み」を生かす視点に立ち、これからのまちづくりに生かすべき代表的な特性をまとめると、次のとおりです。

1 人口増加の傾向が続く住みやすいまち

本町は、御坊市に隣接する立地条件や、町内における生活環境・生活基盤の整備、子育て環境や保健・福祉環境の充実、さらには地籍調査の完了等を背景に、住みやすいまちとして転入者が増え、人口増加の傾向が続いています。

国勢調査の結果によると、和歌山県の30市町村のうち、平成22年から平成27年の5年間で人口が増加したのは日高町、上富田町、岩出市の3市町のみで、本町は最も高い増加率となっています。



2 美しく豊かな自然がいきづくまち

本町は、紺碧の紀伊水道をのぞむ変化に富んだ海岸線と、紀伊山地に連なる緑輝く山々に囲まれるとともに、平野部には水田を中心とするのどかな田園空間が広がり、美しく豊かな自然がいきづいています。

特に、海岸部一帯は、リアス式海岸が風光明媚な景観を生み出しているほか、これに連なる西山は、四国や淡路島、高野連山を見渡せる優れた眺望と豊かな自然環境を誇り、煙樹海岸県立自然公園に指定されています。



3 クエをはじめとする独特の特産品を生み出すまち

本町は、稲作や畑作に適した肥沃な土地、紀伊水道の豊かな漁場を生かし、農業と水産業を基幹産業として発展してきました。

現在、クエをはじめとする様々な魚介類、水稻、ミニトマトやキュウリ等の野菜、花き、果樹、さらには黒竹など、独特の特産品を生み出しています。

特にクエは、古くから本町の生活文化やまちおこしに密接に結びついており、本町のシンボルとなっているとともに、天然のクエを使った鍋料理が、「ニッポン全国鍋グランプリ2018」で日本一に輝きました。

また、水産物を生かした町独自の加工特産品として、サバコロッケが開発・販売されています。



4 子育て・教育環境が充実した子育てしやすいまち

本町では、高校3年生までの子ども医療費の助成や保育所の増築、学童保育所の増設、子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業の推進、子育て世代包括支援センターの開設をはじめ、町全体で子育て世帯を応援する取り組みを積極的に行い、子育て環境の充実に努めています。

また、中学校の大規模改修や小学校の統合に伴う校舎の増築と大規模改修、コミュニティスクール^{※1}の立ち上げによる地域とともにある学校づくりをはじめ、次代を担う子どもの教育環境の充実にも力を入れています。



※1 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。



5 魅力ある観光・交流資源を持つまち

本町には、平安時代後期から「熊野詣」として多くの人々が行き交った熊野古道のメインルートである西熊野街道が通っており、年間を通じて人々が散策に訪れています。

また、このほかにも、紀中で随一の規模を誇り、水質も屈指のきれいさを誇る産湯海水浴場や、数多くの釣りのスポット、眺望豊かな温泉館「海の里」みちしおの湯、天然地魚料理が食べられる旅館や民宿、さらには祭りやイベント等々、魅力ある観光・交流資源があります。



6 あたたかく、郷土愛の強い人が住むまち

全国的に人と人とのつながりや地域への関心が薄れていく傾向にある中で、美しく豊かな自然や農水産業のまちとしての歩みなどによって育まれてきた町民のあたたかさややさしさ、郷土愛の強さは、これからのまちづくりに生かすべき本町の優れた特性です。

また、こうした町民の人柄等を背景に、区の活動をはじめ、産業振興やまちおこしに関する活動、環境保全活動、福祉ボランティア活動、健康づくり活動など、様々な分野で町民や町民団体の自主的な活動が行われています。



3 町民ニーズ

本町では、本計画への町民ニーズの反映を重視し、町民アンケート調査や各種団体等を対象としたグループディスカッションなどを行いました。

その中から、町民アンケート調査（令和元年9月に18歳以上の町民2,000人を無作為抽出して郵送による配布・回収により実施。有効回収数779、有効回収率39.0%）の代表的な設問結果と、グループディスカッション（令和元年11月に各種団体・各区長・一般町民（公募）・役場若手職員を対象に実施。参加者は合計58人）の結果をみると、次のとおりです。

(1) 町民アンケート調査にみる町民ニーズ

① 町の各環境に関する満足度

満足度が高い項目	満足度が低い項目
第1位 上水道の状況	第1位 バス交通の状況
第2位 し尿処理の状況	第2位 工業振興の状況
第3位 消防・救急体制	第3位 雇用対策の状況
第4位 生活排水処理の状況	第4位 農業振興の状況
第5位 保健サービス提供体制	第5位 商業振興の状況

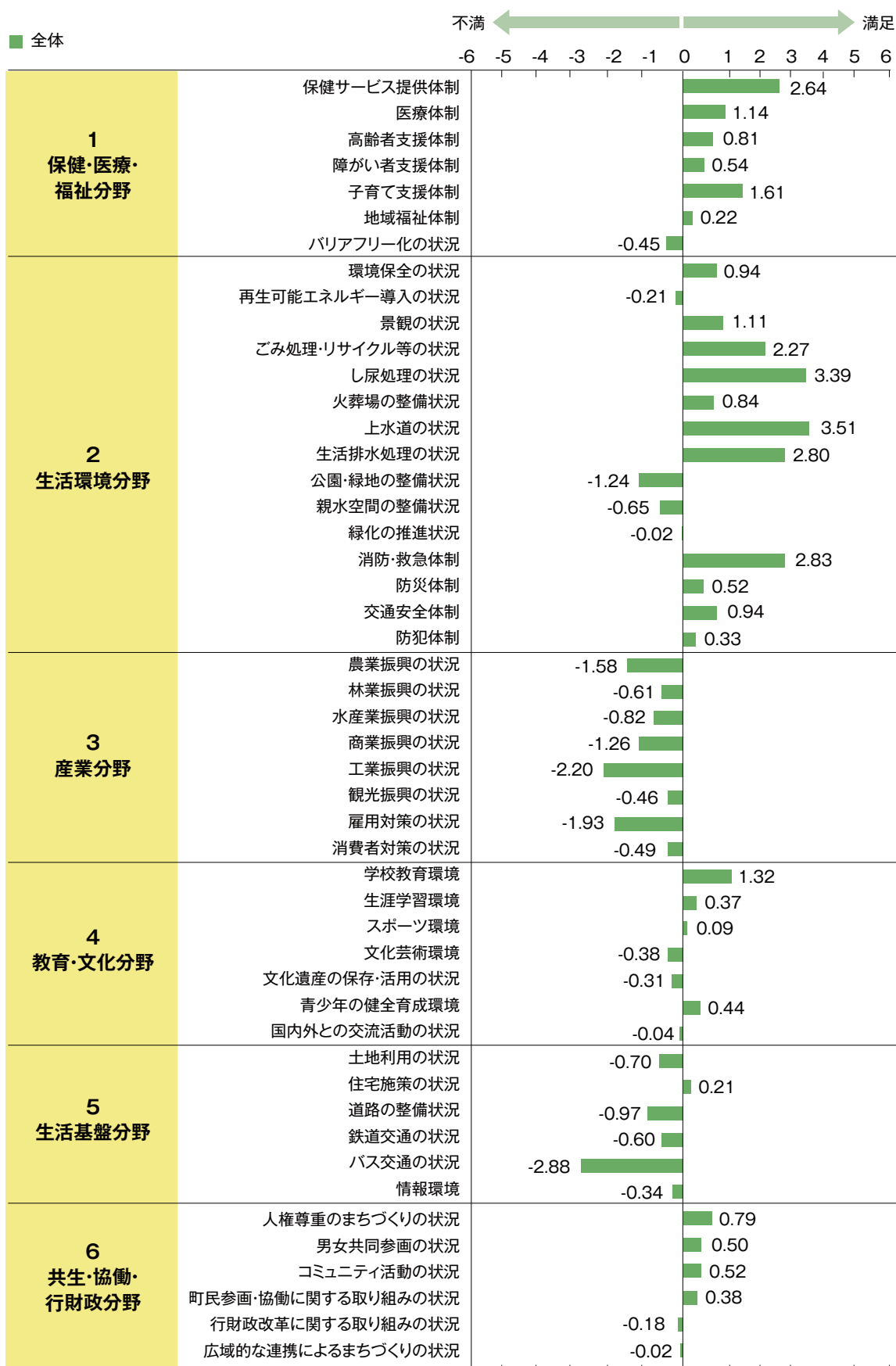


町の各環境（6分野49項目）について、「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、P13のとおりとなっており、上水道の状況やし尿処理の状況をはじめとする生活環境分野と、保健サービス提供体制をはじめとする保健・医療・福祉分野、そして教育・文化分野の満足度が高くなっていますが、工業振興の状況をはじめとする産業分野と、バス交通の状況をはじめとする生活基盤分野の満足度が低く、これらに課題を残しているといえます。

町の各環境に関する満足度

(単位：評価点)



② 町の各環境に関する重要度

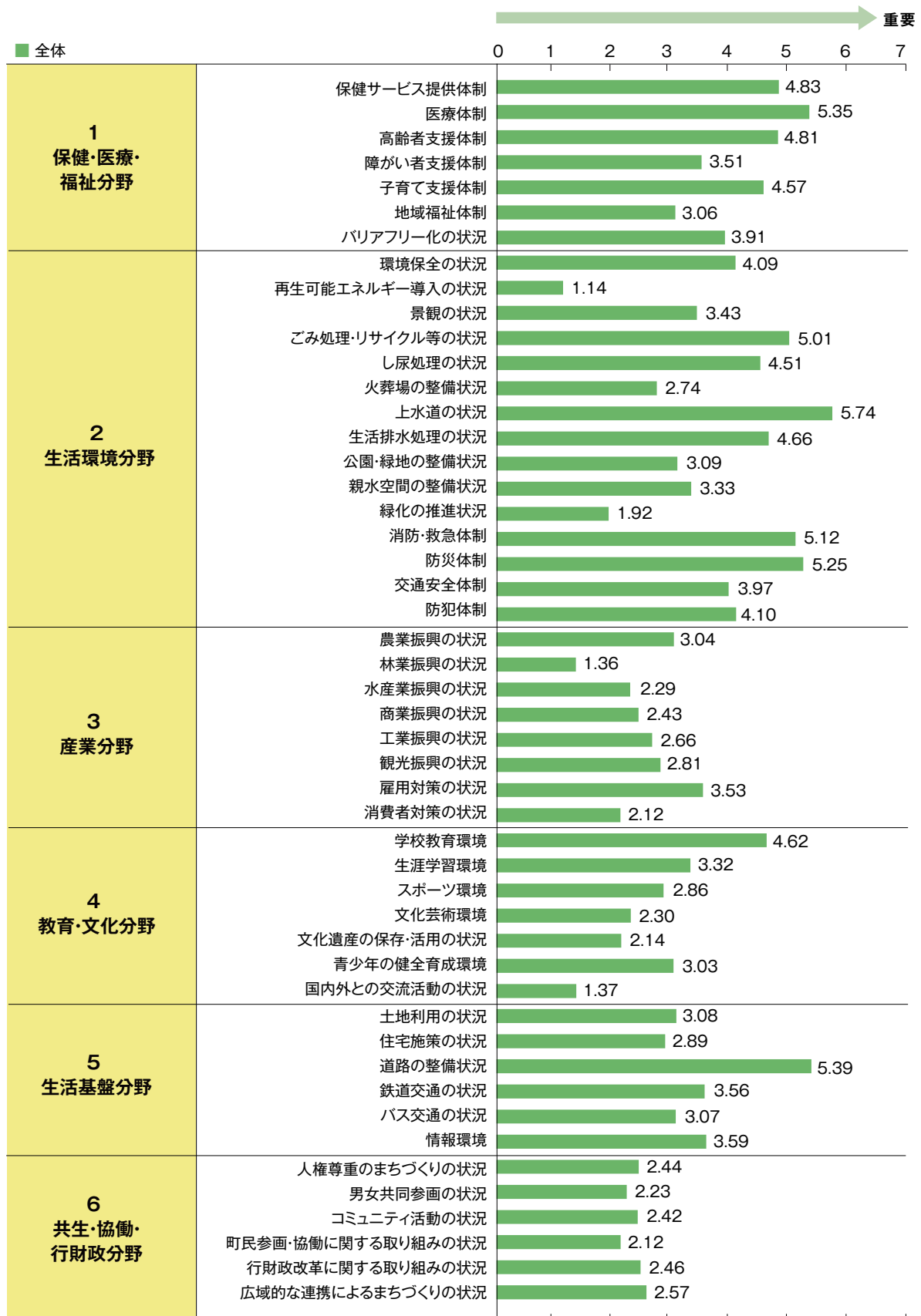
重要度が高い項目	
第1位	上水道の状況
第2位	道路の整備状況
第3位	医療体制
第4位	防災体制
第5位	消防・救急体制
第6位	ごみ処理・リサイクル等の状況
第7位	保健サービス提供体制
第8位	高齢者支援体制
第9位	生活排水処理の状況
第10位	学校教育環境

満足度と同じ各環境（6分野49項目）について、「重視している」、「やや重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、P15のとおりとなっており、これら上位10項目のうち、5項目が生活環境分野、3項目が保健・医療・福祉分野、1項目が教育・文化分野、1項目が生活基盤分野となっており、“快適で安全・安心な住環境の整備”と“保健・医療・福祉の充実”が重視されていることがうかがえます。

町の各環境に関する重要度

(単位：評価点)



③ 今後のまちづくりの特色

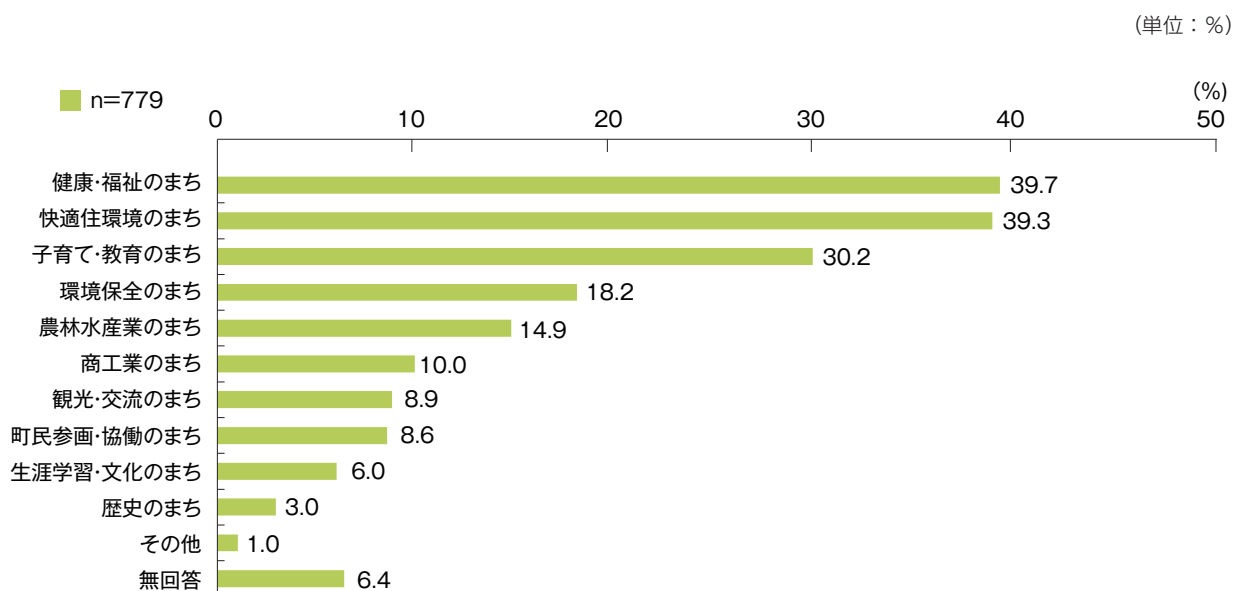
- 第1位 健康・福祉のまち
- 第2位 快適住環境のまち
- 第3位 子育て・教育のまち

今後のまちづくりの特色については、上記のとおりの結果で、“保健・医療・福祉の充実”と“快適で安全・安心な住環境の整備”、“子育て環境・教育環境の充実”を望む人が多くなっています。

なお、前回のアンケート結果と比べると、上位項目に変わりはなく、これらが引き続き重視されていることがうかがえるほか、第2位の「快適住環境のまち」をあげる率が上昇し、“快適で安全・安心な住環境の整備”を重視する人が増えていることがうかがえます。

また、これを年齢別でみたところ、30代では「子育て・教育のまち」が第1位となっており、子育て世代では“子育て環境・教育環境の充実”を望む声が強くなっています。

今後のまちづくりの特色（複数回答）



(2) グループディスカッションにみる要望・提案

グループディスカッションの中で、複数の団体・地区・個人等から共通してあげられた要望・提案を抜粋・要約し、分野ごとに整理すると、次のとおりとなっています。

分野	共通してあげられた代表的な要望・提案等
1. 保健・医療・福祉分野	①健康ウォーキング・ランニング等を促す取り組み（ハード・ソフト）
	②保育・子育て環境の充実
	③高齢者の経験を生かす施策の推進
	④高齢者等が集える場所の確保
2. 生活環境・生活基盤分野	①道路の整備（特に狭い県道の拡幅）
	②公共交通機関の充実（バス、タクシー等）
	③街灯の増設
	④防災・減災体制の強化
	⑤憩いの場、子どもの遊び場となる公園の整備
	⑥JR内原駅の充実（町の玄関にふさわしい駅に）
	⑦河川の改修
	⑧空き家対策の推進
	⑨転入者への経済的支援
3. 産業分野	①海水浴場の充実・活用
	②自然を生かした観光の場づくり
	③広域的な観光施策の推進
	④鳥獣害対策の強化
	⑤水産業の振興
	⑥各産業の担い手・後継者の育成・確保
	⑦企業の誘致
	⑧スーパー・商業施設の誘致
	⑨農地・山林の保全、耕作放棄地の解消
	⑩熊野古道の観光資源としての活用
4. 教育・文化・コミュニティ等分野	①地域の祭り・活動の維持
	②老朽化した学校施設・設備の整備
	③比井小学校跡地の有効活用
	④図書館の充実
	⑤天路山城跡等の史跡・歴史遺産の活用
5. その他の分野 (まちづくり全体にかか る内容含む)	①町の情報発信・PR活動の強化
	②町の将来像・方向性の明確化
	③「住む」機能・ベッドタウンとしての機能の充実
	④SNSの活用
	⑤日高町の強みをのばすまちづくり
	⑥周辺市町との協力関係の強化
	⑦新住民と既存住民の融和・交流の取り組み



4 時代潮流

これからのまちづくりにおいて踏まえるべき代表的な時代潮流をまとめると、次のとおりです。

1 安全・安心への意識の高まり

東日本大震災や紀伊半島大水害以降も、全国各地で地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているほか、新型コロナウイルス感染症の発生、特殊詐欺による被害の増加などを背景に、安全・安心への人々の意識がこれまで以上に高まってきています。

このため、これからのまちづくりにおいては、防災・減災体制や防犯体制の強化をはじめ、すべての分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められます。

2 支え合う地域づくりの重要性の高まり

全国的に地域における人と人とのつながりの希薄化やコミュニティの弱体化が懸念されていますが、少子高齢化が進む中、また大規模な自然災害が相次いで発生する中、地域でお互いに支え合い、地域の課題を自ら解決していくことの重要性が再認識されてきています。

このため、これからのまちづくりにおいては、すべての分野において、人と人とが支え合う地域づくり、コミュニティ機能の維持・強化に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

3 少子高齢化・人口減少の急速な進行

わが国では、晩婚化や未婚化などにより、出生数が一貫して減少し、少子化に歯止めがかからない状況にあり、これに伴い、人口も急速に減少してきています。また、高齢化率も世界一の水準となっており、今後も、これまでの状況をはるかに超えた超高齢社会が到来することが見込まれています。

このため、これからのまちづくりにおいては、すべての分野において、子どもを生まれやすく育てやすい環境づくりや超高齢社会に即した環境づくりを一層積極的に進めていくことが求められます。

4 環境保全対策の重要性の高まり

地球温暖化がさらに深刻化し、異常気象や生態系の崩壊等を引き起こし、世界的な脅威となっているほか、国や地域においても、自然の減少や大気汚染をはじめとする様々な環境問題が発生し、地球全体で環境保全やエネルギーの循環に向けた具体的な行動を行うことが求められています。

このため、これからのまちづくりにおいては、自然環境の保全やごみのリサイクル、エネルギーの循環をはじめ、持続可能な社会づくりに向けた取り組みを進めていくことが求められます。

5 地方の産業・経済の低迷

少子高齢化・人口減少の進行や地域間競争の激化、そして新型コロナウイルス感染症の発生等を背景に、地方の産業・経済は非常に厳しい状況にあり、農林水産業の担い手不足の深刻化、商工業の衰退等の状況がみられ、地域全体の活力の低下や雇用情勢の悪化が進んでいます。

このため、これからのまちづくりにおいては、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、地域産業に活力を取り戻す取り組みを模索していくことが求められます。

6 SDGsに関する取り組みの進展

平成27年の国連サミットでSDGs^{※2}が採択され、世界各国で「貧困をなくそう」・「飢餓をゼロに」をはじめとする17の共通目標の達成に向けた取り組みが進められています。わが国においても、SDGs推進本部の設置のもと、積極的な取り組みを進めています。

このため、これからのまちづくりにおいては、こうした世界や国の動きを踏まえ、共通目標の達成に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

※2 Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。



7 情報化・技術革新の進展

様々な情報通信機器の普及やSNS^{※3}等のサービスの利用拡大などにより、情報通信環境はさらに向上し続けています。

また、自動走行車やロボット、AI^{※4}、IoT^{※5}が生活に身近なものとなるなど、技術革新が急速に進展し、新たな社会（Society 5.0^{※6}）を迎えようとしています。

このため、本町においても、地域の活性化や自治体経営の効率化のための重要な社会基盤として、情報化や技術革新に積極的に対応していくことが求められます。

8 地方の自立と住民協働の重要性の高まり

地方分権^{※7}・地方創生^{※8}も新たな段階を迎え、これからの地方自治体には、住民と協力しながら、自らの地域の未来を自らが決め、具体的な取り組みを自ら実行できる力、いわば自立力が一層強く求められます。

このため、これからのまちづくりにおいては、町民や町民団体、民間企業等の多様な主体の参画・協働を促していくとともに、自治体経営の一層の効率化を図り、将来にわたって自立・持続可能なまちづくり体制を確立していくことが求められます。

※3 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

※4 Artificial Intelligence の略。人工知能。

※5 Internet of Things の略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※6 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※7 国主導型行政から住民主導型・地域主導型行政への転換に向けた国と地方の関係や役割分担の改革。

※8 人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくり出すこと。

5 日高町の発展課題

本町の人口の状況や特性、町民ニーズ、時代潮流を総合的に勘案し、町発展に向けた主要課題をまとめると、次のとおりです。

1 誰もが住みたくなる質の高い生活環境づくり

安全・安心への人々の意識が高まる中、また地球全体で環境保全対策の重要性が高まる中、快適で安全・安心な住環境の整備を望む町民が増えてきています。

このため、人口増加の傾向が続くまちとしての特性や、美しく豊かな自然がいきづつまちとしての特性等を生かしながら、南海トラフ巨大地震への備えをはじめとする危機管理体制の強化、自然と共生する循環型のまちづくりを進め、誰もが住みたくなる質の高い生活環境づくりを進めていく必要があります。

2 子育て支援の充実と健康長寿の環境づくり

高齢化が進む中、保健・医療・福祉の充実が強く望まれているとともに、子育て世代を中心に、子育て環境の充実を求める声も強くなっています

このため、充実した子育て環境等を生かしながら、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援や、保健・医療・福祉連携体制の一層の充実を図り、子どもを安心して生み育てられる環境づくり、すべての町民が健康で長生きできる環境づくりを進めていく必要があります。

3 特色ある教育・文化行政の推進

教育に関する関心が高まる中、子育て世代を中心に、子どもの教育環境の充実が強く望まれています。

また、町民が生きがいのある充実した人生を送るためには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境づくりや、気軽に文化・スポーツに親しめる環境づくりが必要です。

このため、これまで整備してきた教育環境等を生かしながら、地域に根ざした特色ある学校教育を推進するとともに、町民主体の学習・文化・スポーツ活動の活発化を進めていく必要があります。



4 農水産業を柱とした産業の振興と観光・交流機能の強化

地方の産業・経済が低迷する中、本町においても、各産業を取り巻く状況は非常に厳しく、産業分野全般に関する町民の満足度が低くなっています。

このため、独特の特産品を生み出すまちとしての特性や魅力ある観光・交流資源等を生かしながら、農水産業の維持と新たな展開、観光・交流機能の強化を中心に、林業、商業、工業に至るまで、地域に密着した支援施策を推進し、活力ある産業の育成を進めていく必要があります。

5 将来を見据えた便利で安全な生活基盤づくり

本町が将来にわたって持続的に発展していくためには、これまでみてきた生活環境の整備や子育て・保健・医療・福祉環境の充実、教育・文化行政の推進、産業の育成はもとより、それらを支える生活基盤の充実が必要です。

このため、住宅・住環境の充実に向けた取り組みの推進や道路網の整備をはじめ、公共交通の確保、情報化の一層の推進など、将来を見据えた便利で安全な生活基盤の整備を進めていく必要があります。

6 町民力の結集と行財政運営の効率化

限られた財源を有効に活用しながら、将来にわたって自立・持続可能な日高町をつくっていくためには、これまで以上に町民力を結集しながら、町全体の自立力を一層強化していくことが求められます。

このため、郷土愛の強い町民性等を生かしながら、町民の参画・協働体制の強化、コミュニティの活性化を進め、協働のまちづくり、住民自治の地域づくりを進めていくとともに、行財政運営のさらなる効率化を進めていく必要があります。

▶ 第 2 部



基本構想

第1章

日高町の将来像

1 まちづくりの基本原則

総論を踏まえ、これからのまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする3つの原則を次のとおり定めます。

1

『住みやすいまち』としての質の向上

町民一人ひとりの命や暮らしを大切にし、住みやすいまちとしてのさらなる質の向上を進め、町民がずっと住み続けたい、町外の人に移り住みたいまちづくりを進めます。

2

『新たな活力と人の流れ』の創出

農水産業を中心とした産業の振興と観光・交流機能の強化を図り、新たな活力を生み出すとともに、多くの人々が訪れるまちづくりを進めます。

3

『人と人とのつながり』の強化

町民と町民とのつながり、町民と行政とのつながり、町と周辺自治体とのつながりを強め、多くの人々が心を通わせ、支え合い、協力し合うまちづくりを進めます。

2 将来像

将来像は、本町が10年後（令和12年度）に目指す姿を内外に示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものです。

総論及びまちづくりの基本原則に基づき、すべての分野において、本町の特性を最大限に生かしながら、『住みやすいまち』としての質をさらに高め、『新たな活力と人の流れ』を生み出し、『人と人とのつながり』を強めるまちづくりを進め、子どもから高齢者まで、笑顔でいきいきと暮らし、充実した人生を送っていることを実感できる、紀中にキラリと光る暮らしの拠点をつくるという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。

笑顔で健康に暮らせるまち 海と緑に包まれた 快適空間・ひだか

3 人口の見通し

今後の人口の見通しについては、次のとおりとします。

本町の総人口は、平成27年の国勢調査によると7,641人、令和2年3月末現在の住民基本台帳によると7,915人で、これまで増加傾向で推移してきました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の総人口は令和2年をピークに減少していくことが推計されていますが、平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生日高町人口ビジョン」（令和42年度の目標8,000人程度）及び令和元年度に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生日高町総合戦略」に基づき、人口の維持・増加に向けた取り組みを積極的に推進し、**本町の総人口は、減少せずに微増傾向で推移していくことを目指します。**



第2章

計画の体系と方針

1 計画の体系

将来像の実現に向け、本計画の体系を次のとおり定めます。

	政策目標	施策項目
1	安全・安心・快適に暮らせる日高 (生活環境分野)	① 消防・防災 ② 交通安全・防犯・消費者対策 ③ 環境保全 ④ ごみ処理等環境衛生 ⑤ 上・下水道 ⑥ 公園・緑地
2	子育てしやすく健康で長生きできる日高 (保健・医療・福祉分野)	① 子育て支援 ② 保健・医療 ③ 高齢者支援 ④ 障がい者支援 ⑤ 地域福祉 ⑥ 国民健康保険・国民年金等
3	人と文化がかがやく日高 (教育・文化分野)	① 学校教育 ② 生涯学習 ③ スポーツ ④ 文化芸術 ⑤ 青少年健全育成 ⑥ 国内・国際交流
4	豊かで活力に満ちた日高 (産業分野)	① 農林業 ② 水産業 ③ 商工業 ④ 観光・交流 ⑤ 雇用対策
5	未来への基盤が整った日高 (生活基盤分野)	① 土地利用 ② 住宅、定住・移住 ③ 道路・公共交通 ④ 情報化・技術革新
6	力をあわせてつくる日高 (共生・協働・行財政分野)	① 人権尊重 ② 男女共同参画 ③ コミュニティ ④ 町民参画・協働 ⑤ 行財政運営

2 政策目標ごとの方針

(1) 安全・安心・快適に暮らせる日高

- ① 消防・防災
- ② 交通安全・防犯・消費者対策
- ③ 環境保全
- ④ ごみ処理等環境衛生
- ⑤ 上・下水道
- ⑥ 公園・緑地



すべての町民が安全に安心して住み続けられる、あらゆる危機に強いまちづくりを進めるため、南海トラフ巨大地震への備えをはじめとする防災・減災体制、消防・救急体制の一層の強化を図るとともに、高齢化の進行等を踏まえた交通安全・防犯・消費者対策を推進します。

また、町民がずっと住み続けたい、町外の人に移り住みたい、美しく快適な生活環境づくりを進めるため、総合的な環境保全対策や、循環型社会の形成に向けたごみ処理等環境衛生対策を進めるほか、上・下水道施設の適正管理、公園・緑地の整備充実を図ります。

(2) 子育てしやすく健康で長生きできる日高

- ① 子育て支援
- ② 保健・医療
- ③ 高齢者支援
- ④ 障がい者支援
- ⑤ 地域福祉
- ⑥ 国民健康保険・国民年金等



子どもを生き育てやすい環境づくりを一層進めるため、町全体で結婚・妊娠・出産・子育てを応援する体制の強化を図るほか、すべての町民が健康で長生きできるよう、町民の自主的な健康づくりの促進を基本に、予防を中心としたきめ細かな保健サービスの提供、保健所や町内外の医療機関との連携強化に努めます。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・福祉サービスの充実や社会参加の促進に努めるとともに、誰もが「我が事」として支え合う地域福祉活動の促進に努めます。



(3) 人と文化がかがやく日高

- ① 学校教育
- ② 生涯学習
- ③ スポーツ
- ④ 文化芸術
- ⑤ 青少年健全育成
- ⑥ 国内・国際交流

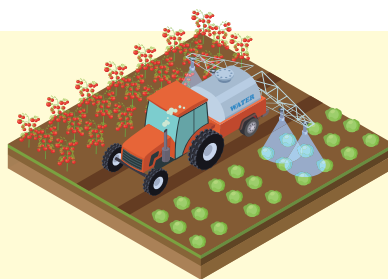


子どもたちが、これからの社会を生き抜く力を身につけ、たくましく成長することができるよう、コミュニティスクールの充実をはじめ、学校教育環境の充実を図るとともに、町民が生涯にわたって学び続け、その成果を地域社会づくりに生かせる学習環境づくりを進めます。

また、町民一人ひとりが生きがいと感動に満ちた暮らしを送れるよう、町民主体のスポーツ活動・文化活動の促進や貴重な文化財の保存・活用を図るほか、近年の環境変化を踏まえた青少年の健全育成、堺市やデンマークとの交流の維持・充実に努めます。

(4) 豊かで活力に満ちた日高

- ① 農林業
- ② 水産業
- ③ 商工業
- ④ 観光・交流
- ⑤ 雇用対策



基幹産業である農業の維持と新たな展開に向け、農業生産基盤の一層の充実や担い手の育成・確保をはじめ、多面的な農業振興施策を推進するとともに、森林の適正管理・整備の促進に努めます。水産業については、担い手の育成・確保に努めるとともに、水産資源の維持・拡大に向け、漁場の造成や稚魚・稚貝の放流事業等を進めます。

また、商工業経営の安定化を促していくほか、観光客や関係人口の増加に向け、「クエのまちひだか」シティプロモーションの推進や各種資源の充実・活用等により、観光・交流機能の強化を図ります。

(5) 未来への基盤が整った日高

- ① 土地利用
- ② 住宅、定住・移住
- ③ 道路・公共交通
- ④ 情報化・技術革新



将来にわたって限られた資源である土地を有効に活用するため、適正な土地利用を誘導するとともに、安全・安心な住宅・住環境の確保に向けた取り組みや、相談・情報提供体制の充実や空き家の活用などの定住・移住を直接的にサポートする取り組みを進めます。

また、町民の利便性・安全性の向上、町全体の活性化に向け、国・県道の整備促進や町道の整備・維持管理、路線バスの維持・確保、新たな公共交通の導入検討等に努めるほか、未来を見据えた社会基盤として、さらなる情報化や技術革新の利活用を進めます。

(6) 力をあわせてつくる日高

- ① 人権尊重
- ② 男女共同参画
- ③ コミュニティ
- ④ 町民参画・協働
- ⑤ 行財政運営



すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに生きることができるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、男女共同参画社会の形成に向け、意識改革や条件整備を進めます。

また、地域住民自らによる地域づくりに向け、自主的なコミュニティ活動を支援するほか、多様な主体とともにまちづくりを進めるため、町民や町民団体、民間企業等の参画・協働体制の強化を図ります。

さらに、将来にわたって自立・持続可能な行財政体制の確立に向け、さらなる行財政改革や広域連携を推進します。



▶ 第 3 部



基本計画

第1章

安全・安心・ 快適に暮らせる日高

1 消防・防災

現状と課題

近年、毎年のように各地で大規模な災害が発生しているだけでなく、新型コロナウイルスにより表面化した今までの感染症対策の脆弱性により、社会全体が移り変わっている中、消防・防災面でも対応が強く求められています。平成29年の台風21号では、本町においても暴風により家屋の瓦が飛ばされたり、電柱が倒れ長期の停電が続いたり、大きな被害を受けました。

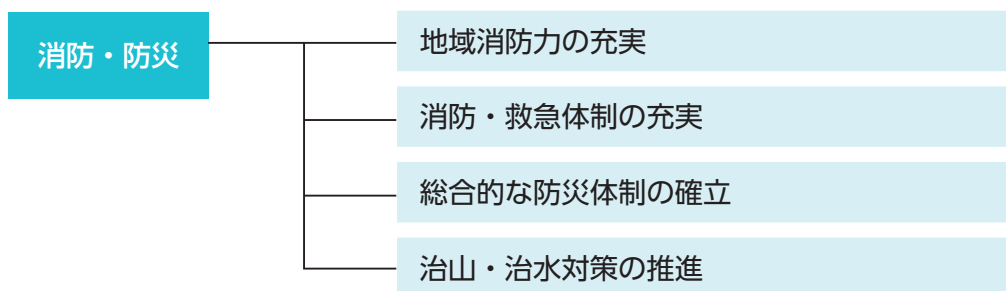
本町の消防・救急業務は、日高広域消防事務組合により広域的に行われているほか、町においても消防団が組織され、町民生活の安全確保と被害の軽減に努めています。火災予防については、防火対象物に対する防火査察や一般住宅への住宅用火災警報器の設置促進、防火対策の促進などに取り組んでいます。

消防団においては、団員の確保や施設・設備の更新が課題となっているほか、広域的な常備消防・救急についても、消防団招集装置のデジタル化など施設・設備の更新や、高齢化に伴い増加が見込まれる救急ニーズへの対応、大規模災害に備えたさらなる広域化の推進等が求められています。

防災面については、南海トラフ巨大地震の発生や台風等の大雨による大規模災害が懸念されており、災害時の情報伝達手段の充実、町民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成をはじめ、定期的な防災訓練の実施等、防災対策を進めてきたほか、平成27年度には防災全般の総合的な指針である地域防災計画の見直しを行いました。

今後とも、地域防災計画等に基づき、特に重要性が増している地域における自主防災組織の育成や感染症対策を取り入れた各種計画の作成・更新をはじめ、町及び防災関係機関、町民が一体となった防災体制を確立するとともに、災害の未然防止に向け、治山・治水対策を推進し、あらゆる災害に強いまちづくりを総合的に進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 地域消防力の充実

団員確保対策の推進、研修・訓練の実施による団員の資質の向上、老朽化が進む施設・設備の計画的更新を図り、消防団の充実を促進します。

(2) 消防・救急体制の充実

- ① 広域的連携のもと、研修・訓練の実施による消防職員の資質の向上、消防団招集装置のデジタル化など施設・設備の計画的更新を図り、日高広域消防事務組合による常備消防・救急体制の充実を図るほか、大規模災害に対応できる安全・安心な体制の確立に向け、常備消防・救急体制のさらなる広域化を進めます。
- ② 救命率の向上に向け、講習会の開催等により、町民への応急手当に関する知識・技術の普及に努めます。
- ③ 地域の状況を踏まえ、必要に応じて消火栓や防火水槽などの消防水利の整備を進めます。

(3) 総合的な防災体制の確立

★総合戦略掲載施策

南海トラフ巨大地震等に備え、町民の防災意識の啓発や自主防災組織の育成、災害時の情報伝達体制・避難誘導體制の充実、物資の確保体制の強化、災害時要援護者の避難支援体制の充実など、総合的な防災・減災体制の確立を図ります。

(4) 治山・治水対策の推進

★総合戦略掲載施策

地震による津波や台風による高潮等への備えとして、海岸部の整備を県に要請するほか、漁港施設の長寿命化を図ります。また、土砂災害への備えとして、急傾斜地の崩落対策を県に要請するとともに、砂防施設等の整備を行います。



2 交通安全・防犯・消費者対策

現状と課題

近年、県内では交通事故の件数や死傷者数は減少傾向にありますが、死者の約半数を高齢者が占め、また高齢者が当事者となる交通事故の割合が高い水準で推移しており、高齢者が関わる交通事故の増加が懸念されています。

本町では、警察や交通安全協会などの関係機関・団体と連携し、交通指導員を中心とした交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交差点など危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

このような状況の中、本町における交通事故発生件数は減少しつつあり、平成30年度は10件、傷者数は14人となっています。

今後とも、痛ましい事故がさらに減少するよう、通過交通量の一層の増加や、高齢化のさらなる進行も勘案し、高齢者や子ども、ドライバーの交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、危険箇所を中心とした交通安全施設の整備を行うなど、交通安全対策の総合的推進が必要です。

一方、凶悪犯罪、インターネットや電話を使った犯罪が発生するなど犯罪の手口が多様化しており、全国的に犯罪からの安全性の確保がより一層強く求められています。

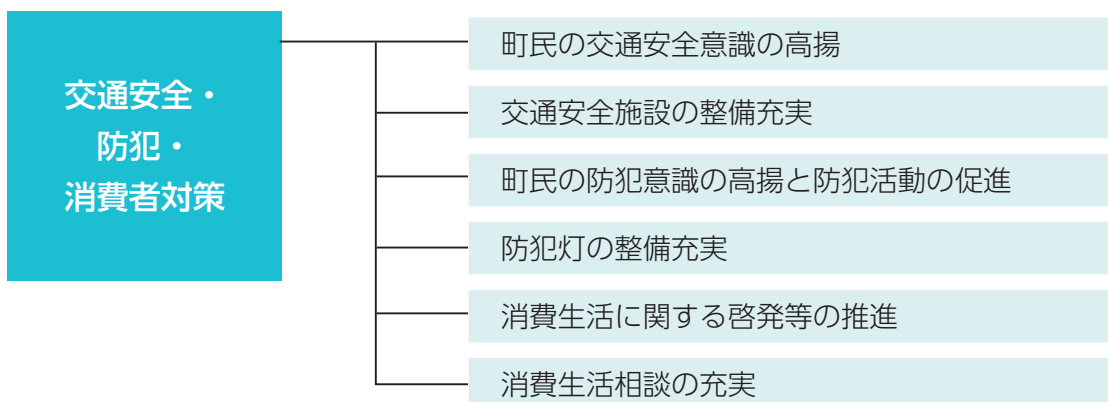
本町では、警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、啓発活動の推進や町民のパトロール活動の促進、防犯灯の整備等に努めていますが、スマートフォン・パソコンの普及等による青少年の生活環境の変化や高齢化の進行等に伴い犯罪防止機能の低下も懸念されるため、今後一層、町民の防犯意識の啓発や自主的な防犯活動・パトロール活動の促進等に努める必要があります。

また、近年、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報化、経済のグローバル化の進展などに伴い大きく変化してきており、消費者トラブルの内容も変化してきています。

本町では、県消費生活センター及び日高地域消費生活相談窓口と連携し、消費生活に関する啓発活動や情報の提供、相談受付等を行い、消費者対策を推進しています。

しかし、今後も、高齢化の進行とともにひとり暮らしや高齢者夫婦世帯等が増加し、トラブルに巻き込まれる危険性が高まることが予想されるため、引き続き啓発活動や情報提供の推進、相談体制の充実に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 町民の交通安全意識の高揚

関係機関・団体との連携のもと、高齢者及び子どもの事故防止を重点に、交通指導員による交通指導をはじめ、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設の整備充実

危険箇所の点検・調査を行いながら、国・県道の安全な道路環境の整備を促進していくとともに、町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を計画的に推進します。

(3) 町民の防犯意識の高揚と防犯活動の促進

関係機関・団体との連携のもと、啓発活動を推進し、町民の防犯意識の一層の高揚を図りながら、町民主体の防犯・パトロール活動の活発化を促進します。

(4) 防犯灯の整備充実

夜間における防犯環境の向上に向け、防犯灯の整備充実を計画的に推進します。



(5) 消費生活に関する啓発等の推進

広報紙やホームページ、ケーブルテレビの活用、啓発用はがきの送付、民生児童委員協議会、老人クラブ活動や高齢者学級などの機会の活用等により、消費生活に関する啓発活動や情報提供を推進します。

(6) 消費生活相談の充実

消費生活上の様々なトラブルに適切かつ迅速に対応するため、県消費生活センター及び日高地域消費生活相談窓口との連携のもと、消費生活相談の充実に努めます。





3 環境保全

現状と課題

地球温暖化などの地球環境問題の一層の深刻化、国や地域における様々な環境問題の発生等を背景に、環境保全の重要性・緊急性が叫ばれ、地球全体で持続可能な社会づくりに向けた具体的な行動を行うことが求められています。

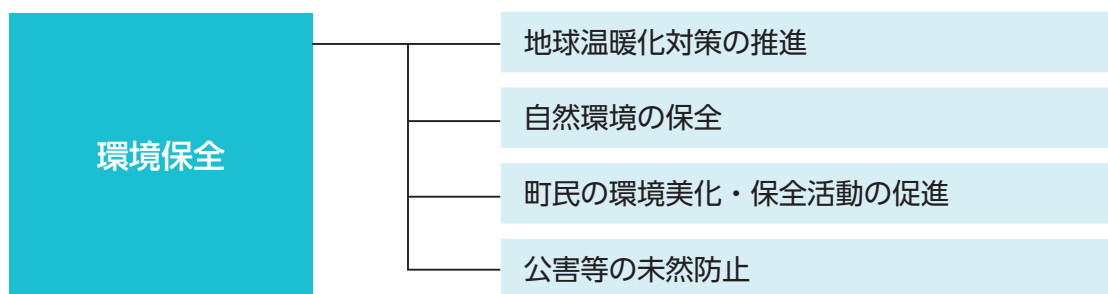
本町は、紺碧の紀伊水道をのぞむ変化に富んだ海岸線と、紀伊山地に連なる緑輝く山々に囲まれた、美しく豊かな自然がいきづくまちで、特に、海岸線一帯及びこれに連なる西山は、煙樹海岸県立自然公園に指定されています。

本町では、これらの優れた自然の保全をはじめ、公害防止対策の推進、町民の環境美化運動の促進、学校等における環境教育の推進などに取り組んできました。

今後とも、地球環境問題に対する啓発や環境教育を行い、環境にやさしいライフスタイルの発信を積極的に推進する必要があります。

なお、太陽光発電については、家屋への設置をはじめ、民間事業者による地上設置型の発電施設の整備が進んでいますが、生活環境に配慮した整備が求められています。

施策の体系



主要施策

(1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設等における温室効果ガスの排出削減を図るとともに、家庭や事業所における実践活動の促進に努めます。

(2) 自然環境の保全

- ① 自然環境の保全に留意した適正な土地利用の誘導はもとより、公共工事にあたっては、生態系の保護や自然景観の保全に配慮した資材・工法の導入を進めます。
- ② 本町に生息する小動物や鳥、昆虫、自生する自然林、植生などの保護や生態観察などの活動を支援します。

(3) 町民の環境美化・保全活動の促進

環境教育や啓発活動を積極的に推進し、町民の環境保全意識の高揚を図りながら、地域における自主的な清掃活動や空き地の適正管理、ペット飼養マナーの向上など地域環境の美化を促進するほか、省エネルギー運動やアイドリングストップ運動などの町民・事業者の主体的な環境保全活動を促進します。

(4) 公害等の未然防止

河川の水質汚濁や事業所等による騒音・悪臭・振動、野焼き等について、関係機関との連携のもと、未然防止及び適切な対応に努めます。



4 ごみ処理等環境衛生

現状と課題

環境保全やエネルギーの循環に対する人々の意識が一層高まる中、廃棄物をできるだけ出さない循環型社会の形成が求められています。

本町のごみは、燃えるごみ（大型可燃物、可燃物）、燃えないごみ（大型不燃物、不燃物、資源ごみ、小型プラスチックごみ）の6種類に分別し、町によって収集・運搬し、御坊広域行政事務組合において広域的に処理及びリサイクル等を行っています。

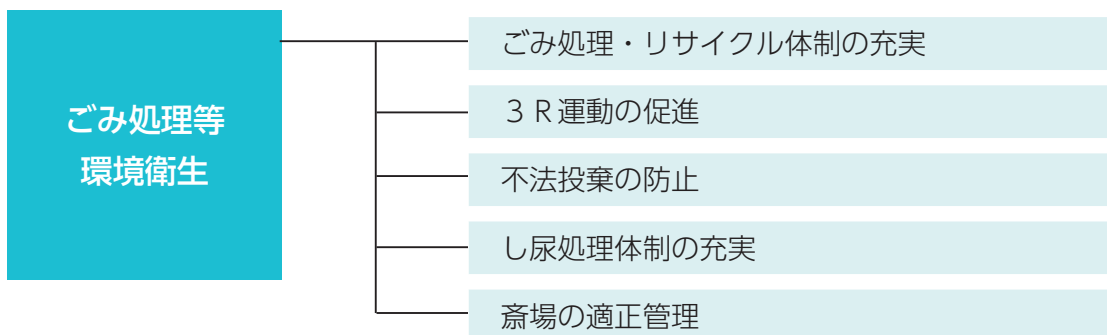
本町では、生ごみ処理容器等に対する補助を行ってきたほか、資源ごみの集団回収やごみ収納箱の設置を促進してきましたが、人口の増加もあり、ごみの排出量は増加傾向にあり、引き続き、減量化やリサイクル等の一層の促進が求められているほか、山間部や海岸部を中心に不法投棄が後を絶たず、対応の強化が求められています。

このため、広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、町民の自主的な3R運動^{※9}の促進、不法投棄の防止等により一層積極的に取り組んでいく必要があります。

一方、し尿処理については、許可業者によって収集され、御坊広域行政事務組合において広域的に処理していますが、今後とも適正な収集・処理に努める必要があります。

また、斎場については、平成14年度に建設した町営斎場がありますが、今後とも適正な管理・運営に努める必要があります。

施策の体系



※9 Reduce (リデュース・発生抑制)・Reuse (リユース・再使用)・Recycle (リサイクル・再生使用) 運動。

主要施策

(1) ごみ処理・リサイクル体制の充実

- ① 町民のごみ分別の一層の徹底を促進するとともに、効率的な収集・運搬に努めます。
- ② 広域的連携のもと、施設の維持管理や改良をはじめ、御坊広域行政事務組合によるごみ処理・リサイクル体制の維持・充実に努めます。

(2) 3 R 運動の促進

生ごみ処理容器等の設置や資源ごみの集団回収等に対する支援を引き続き行うとともに、ごみの減量化や資源化に関する広報・啓発活動を強化し、町民や事業者の自主的な3 R 運動を促進し、できるだけごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促します。

(3) 不法投棄の防止

広報・啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携のもと、監視・パトロール体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

(4) し尿処理体制の充実

- ① 許可業者への指導等により、効率的な収集・運搬に努めます。
- ② 広域的連携のもと、施設の維持管理や新規建設をはじめ、御坊広域行政事務組合によるし尿処理体制の維持・充実に努めます。

(5) 斎場の適正管理

町営斎場について、火葬に支障をきたすことがないように、計画的な修繕を行い、適正な維持管理を継続するとともに、利用者の利便性の向上に努めます。



5 上・下水道

現状と課題

水道は、人々が健康で快適な生活を送るために欠くことのできない重要な社会基盤です。

本町では、膜ろ過方式により、安全で安心な水を供給しています。今後の水道事業は、全国的な少子化による人口減少、節水型家電の普及等から、水需要の減少が見込まれます。本町の人口は若干の増加傾向ですが、給水人口は横ばい状態のままで、収益の増加が見込みにくい状況です。そのような中、高度成長期に整備された施設の更新、耐震化を進め、災害に強い施設に転換することが求められます。

今後は、アセットマネジメント^{※10}、経営戦略を見直し、事業投資の判断を見極めて計画的に事業を実施する必要がある、そのためにも、経営の合理化、効率化をさらに進めることが重要です。

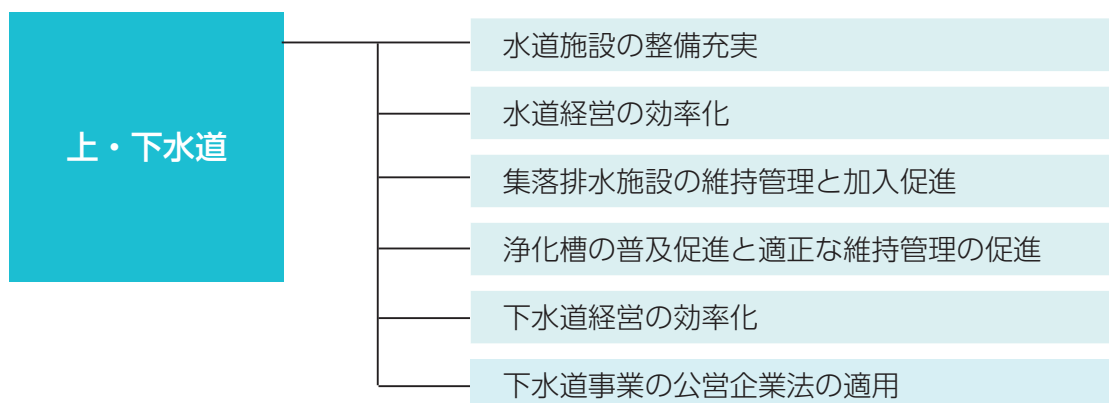
一方、下水道は、河川等の水質保全と美しく快適な居住環境づくりをはじめ、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町では、生活排水処理施設の整備を進め、平成21年度に事業が完了し、供用を開始しましたが、集落排水については、各処理施設の機器類等の長寿命化を図るため、令和元年度から農業集落排水施設で、令和2年度から漁業集落排水施設で機能更新事業を実施中です。

今後は、公営企業会計に移行し、財務諸表を明確にすることにより、事業経営の健全化、効率化を図る必要があります。

また、公共用水域の水質保全と居住環境のさらなる向上を目指し、生活排水処理施設の適正な維持管理、加入・普及の促進等に努める必要があります。

施策の体系



※10 資産管理。資産の状況を的確に把握し、更新と維持補修を適切に組み合わせて資産を維持管理する仕組み。

主要施策

(1) 水道施設の整備充実

- ① 老朽管について、耐用年数の経過や漏水事故の発生状況等を勘案しながら、耐震性を考慮した更新工事を実施します。
- ② 管路を含めた水道施設の機器設備等について、中長期的な計画を立て、適切な更新工事を実施します。

(2) 水道経営の効率化

今後の給水量の減少も視野に入れながら、施設の管理・運営体制の充実や経費の節減等に努め、経営のさらなる効率化を進めます。

(3) 集落排水施設の維持管理と加入促進

整備された集落排水施設の適正な維持管理に努め、また、処理施設の機能保全対策（更新工事）を実施することにより長寿命化を図るとともに、広報・啓発活動を推進し、加入を促進します。

(4) 浄化槽の普及促進と適正な維持管理の促進

海や河川の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、浄化槽の新規設置者に対する支援を行い、普及を促進するとともに、整備された浄化槽の適正な維持管理を促進します。

(5) 下水道経営の効率化

★総合戦略掲載施策

集落排水汚泥を堆肥化することにより、御坊クリーンセンターへの搬入量を抑制し、搬入コスト・処理コストを削減し、経営の効率化に努めます。

(6) 下水道事業の公営企業法の適用

下水道の事業の財政状況を把握することにより、将来の収支の見通し、使用料金の適正化、合理的な施設の建設・更新計画の策定、維持管理の効率化を図るため、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業（浄化槽）の3事業について、公営企業法を適用し、事業運営していきます。



6 公園・緑地

現状と課題

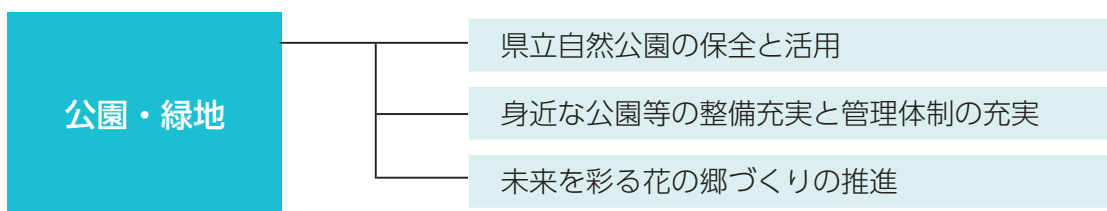
公園・緑地は、緑豊かな住環境の形成や住民のいこい・交流の場の創出、子どもの遊び場の確保、災害時の避難場所の確保など、様々な機能を持つ重要な施設です。

本町では、海岸線一帯とこれに連なる西山が煙樹海岸県立自然公園に指定されており、町民や来訪者にとって、豊かな自然にふれあえるいこいの場として親しまれています。特に、阿尾地区不毛湿地は、希少な生物の生育・生息地となっている自然性の高い地域として、第一種特別地域に指定されています。平成24年度に不毛湿地の特異性・親水性・生物多様性を生かした施設が整備されたことにより、今後は自然観察会などを実施し、施設を活用するとともに自然保護活動を進めていく必要があります。

また、町民に身近な公園・緑地としては、5つの住民公園と1つの緑地公園があり、子どもの遊び場として、また高齢者の交流の場として利用されていますが、老朽化が進む遊具等の整備・改修が求められているほか、町民との協働による管理体制の充実等が必要となっています。また、住宅地の拡大及び人口の増加が進む地域では、新たな公園需要の高まりがあります。

さらに、本町では、各地域において樹木等の植栽や花づくりの促進に努めていますが、今後も、これらの取り組みを積極的に推進し、花と緑あふれる快適な環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 県立自然公園の保全と活用

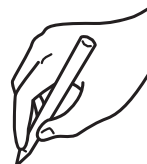
煙樹海岸県立自然公園について、自然公園法に基づき、自然の保全に努めるとともに、人々のいこい・やすらぎの場、レクリエーションの場、景勝の場、自然体験の場としての活用を図ります。

(2) 身近な公園等の整備充実と管理体制の充実

- ① 安全性の確保と利用率の向上に向け、既存公園・緑地の遊具やその他付帯施設の点検及び改修を計画的に推進します。
- ② 町民や町民団体等による除草・清掃活動等を促進し、協働による維持管理体制の充実に努めます。
- ③ 住宅地の拡大及び人口の増加が進む地域では、住民公園の整備等に努めます。

(3) 未来を彩る花の郷づくりの推進

町民や町民団体、行政が一体となった全町的な緑化運動、花づくり運動を展開し、いこいの場となる花と緑あふれるまちづくりを進めます



第2章

子育てしやすく健康で 長生きできる日高

1 子育て支援

現状と課題

わが国では、未婚化や晩婚化の進行等に伴い、少子化がさらに深刻化しており、国をあげての抜本的な対策が求められています。

本町ではこれまで、子どもを安心して生み育てられる環境づくりに向け、母子の健康の確保・増進に向けた保健事業の推進や町内の保育所における保育体制の充実と保育料の軽減、町内に3か所ある学童保育所の充実、子育て支援センターでの親子の居場所づくりや相談・情報提供の充実、ファミリー・サポート・センターによる預かり事業等の子育て支援、子育てに関する費用負担の軽減、ひとり親家庭等への支援、さらには教育環境や生活環境の整備など、多様な子育て支援施策を推進してきました。

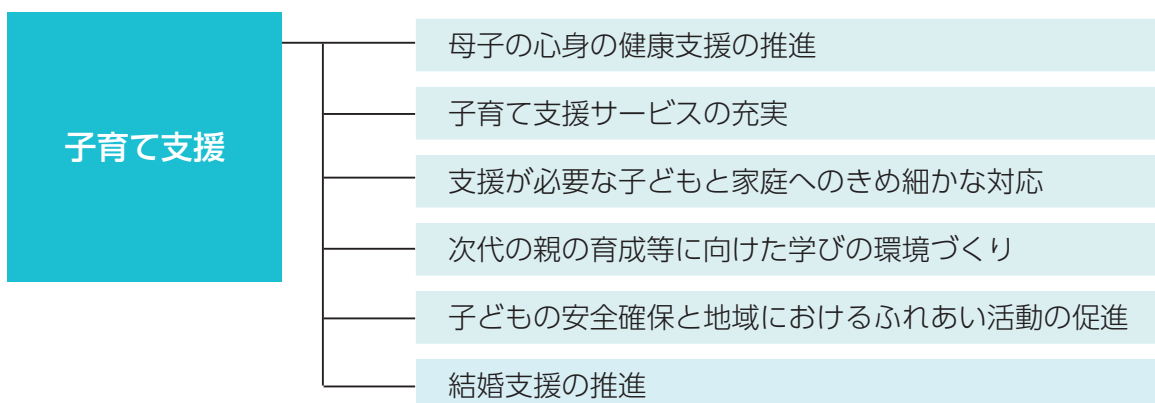
特に子育て支援の拠点となる保育所については、保育内容の向上と今後の保育ニーズへの対応を強化すべく、指定管理者制度による運営に移行し、さらなる保育の充実に努めています。

また、令和元年度には、これら各種施策・事業を点検し、実情に即した新たな事業展開を図るため、これまでの計画を見直し、次世代育成支援対策地域行動計画の内容を含む、第二期子ども・子育て支援計画を策定し、施策・事業の充実に努めているところです。

今後、子育て環境の充実は、子どもの健やかな成長や幸せな家庭生活の実現はもとより、人々の定住・移住や町の魅力の向上につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、子ども・子育てを重視したまちづくりを今後の本町の重点施策として明確に位置づけ、第二期子ども・子育て支援計画等に基づき、子育て家庭を町全体で応援するという視点に立ち、多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 母子の心身の健康支援の推進

★総合戦略掲載施策

妊娠・出産期から学童・思春期を通じた健康診査、保健指導・相談をはじめ、各種の母子保健事業を推進し、母子の心身の健康の保持・増進を支援します。

(2) 子育て支援サービスの充実

★総合戦略掲載施策

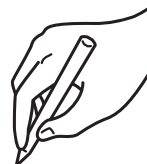
子育て環境の充実に向け、保育サービスの充実や学童保育の充実、子育て支援センターによる各種事業の推進、御坊市との連携によるファミリー・サポート・センター事業の推進、子育て世代包括支援センターの活用、さらには子育てに関する経済的支援の推進など、各種の子育て支援サービスの充実と提供を図ります。

(3) 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応

ひとり親家庭や障がい児の自立支援に向けた取り組み、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待の防止・支援対策の充実など、支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応に努めます。

(4) 次代の親の育成等に向けた学びの環境づくり

中学生が乳幼児とふれあう体験学習の実施など、次代の親の育成に向けた取り組みを行うとともに、学校教育・生涯学習等を通じ、多様な体験・交流活動の場や機会を提供し、豊かな人間性の育成や自立の促進に努めます。



(5) 子どもの安全確保と地域におけるふれあい活動の促進

- ① 関連部門、関係機関・団体が一体となって、子どもを犯罪や交通事故の被害から守るための活動を推進します。
- ② 「地域ふれあい活動」等を通じ、子どもと高齢者、子どもと地域住民がふれあい、ともに活動する場や機会を確保し、地域みんなで子ども・子育てをみつめる地域づくりを進めます。

(6) 結婚支援の推進

★総合戦略掲載施策

結婚を希望する独身男女の希望をかなえるため、広域的連携のもと、婚活イベントなど出会いの場づくりを行うとともに、これら広域や各産業団体等で行われる婚活イベント等の情報提供に努めます。





2 保健・医療

現状と課題

健康で長生きするためには、住民一人ひとりが健康の大切さを認識して自らの生活習慣を見直し、生活習慣病の発症と重症化を予防することが大切です。

本町ではこれまで、広域的連携のもとに策定した健康日高21や特定健康診査等実施計画、データヘルス計画等に基づき、健康づくりに関する広報・啓発活動を推進するとともに、健康診査や健康教育、健康相談をはじめとする生涯の各期に応じた保健サービスを提供し、着実に成果を上げてきました。

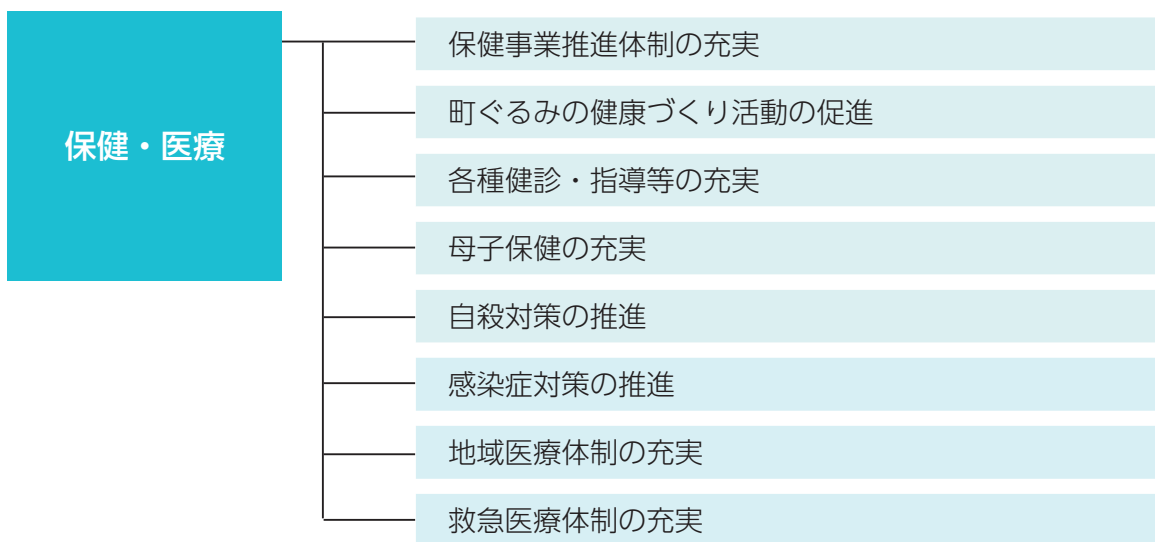
しかし、本町においても、生活習慣病が増加し、がんや心臓病などが主要な死因となっており、予防を重視した幼児期からの食生活を含めた生活習慣の改善が特に重要な課題となっているほか、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けた母子保健の充実や、社会の複雑化等に伴い増大していく心の健康に対するニーズへの対応、新型コロナウイルス感染症などの感染症への対応等が求められています。

今後は、こうした状況を踏まえ、これまでの取り組みを充実させながら、町民の「自分の健康は自分で守る」という意識の一層の高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、関連部門が一体となった体系的な保健サービスを提供し、町民の健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりを進めていく必要があります。

一方、医療機関については、町内に一般診療所が4か所、歯科診療所が3か所あるほか、圏域にひだか病院、独立行政法人国立病院機構和歌山病院、北出病院、北裏病院の4病院があり、医療については充実した地域となっています。

今後は、周産期医療、小児医療及び小児救急医療、在宅医療のさらなる充実を図る必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 保健事業推進体制の充実

- ① 実情に即した施策・事業を計画的に推進するため、広域的連携のもと、健康日高21や特定健康診査等実施計画等の見直しを行います。
- ② 食生活改善推進員や健康推進員の活動を支援し、地域における健康づくり体制の強化を図ります。

(2) 町ぐるみの健康づくり活動の促進

健康日高21等に基づき、広報・啓発活動等を通じて町民の健康管理意識の高揚と知識の向上を図りながら、栄養・食生活の改善や運動の習慣化、休養の取得、多量飲酒習慣や喫煙習慣の改善、歯の健康づくりなど、生活習慣の改善のための町ぐるみの健康づくり活動を促進します。

(3) 各種健診・指導等の充実

特定健康診査等実施計画やデータヘルス計画に基づき、受診率の向上に向けた情報提供等に努めながら、特定健康診査・特定保健指導、がん検診を実施するとともに、健康教育や健康相談の充実に努めます。



(4) 母子保健の充実

子育て世代包括支援センターを拠点として、家庭訪問や健康診査・相談等の充実に努めるとともに、子どもや親同士の交流の場を確保し、子育ての不安や悩みの解消に努め、楽しく子育てができるよう支援します。

(5) 自殺対策の推進

自殺対策計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない日高町」の実現に向け、自殺予防の普及啓発や自殺対策を支える人材の養成・確保、相談支援体制の充実など、自殺対策を推進します。

(6) 感染症対策の推進

関係機関との連携のもと、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症に関する正しい知識の普及や効果的な予防対策の推進、感染拡大防止体制の充実に努めます。

(7) 地域医療体制の充実

- ① 健康の増進から疾病の予防、早期発見、治療、社会復帰までの切れ目ない地域医療体制の充実を、医療機関・保健所などの関係機関へ働きかけていきます。
- ② 周産期医療、小児医療及び小児救急医療、在宅医療のさらなる充実を関係機関とともに働きかけていきます。
- ③ ひだか病院における診療機能の充実を構成市町と連携して推進します。

(8) 救急医療体制の充実

高度で効率的な救急医療体制の確立を関係市町と連携して関係機関に働きかけていきます。特に、南海トラフ巨大地震に備え、災害医療体制を充実させるため、医療関係者だけでなく、関係機関を含めた役割分担と連携の強化を図ります。





3 高齢者支援

現状と課題

わが国では、世界に例をみない速度で高齢化が進んでおり、今後も、これまでの予想をはるかに超えた超高齢社会が到来することが予想されています。

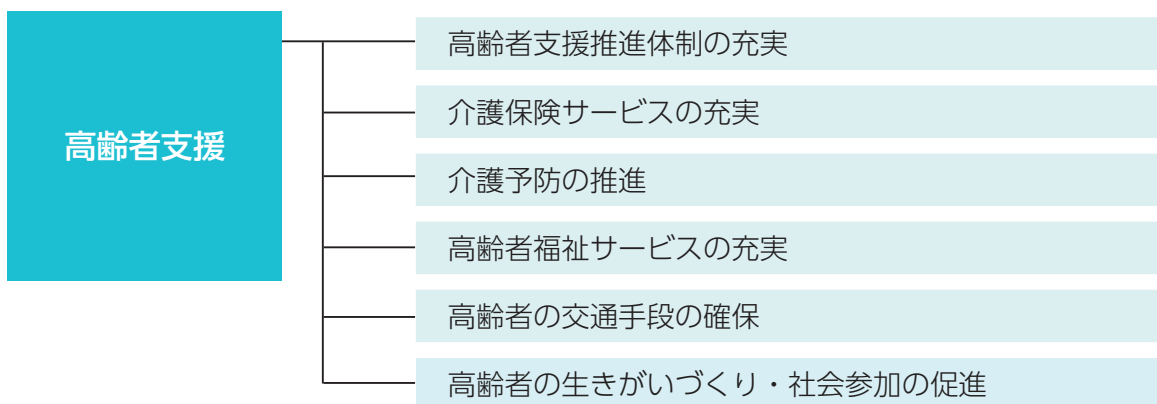
本町の人口は、近年、微増傾向で推移していますが、高齢者人口も増加しており、令和2年3月末現在の高齢化率は29.5%と高く、増加傾向にあります。

本町ではこれまで、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、地域包括支援センターを中心とした介護予防の推進や介護保険サービスの提供に努めてきたほか、社会福祉協議会等と連携し、高齢者の生活支援のための福祉サービスの提供や健康づくり、生きがいつくりの支援等に努めてきました。

しかし、今後も、本町の高齢化は続くものと予想されており、これに伴い、要支援・要介護高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれるとともに、生きがいつくりや社会参加に関するニーズの増大も予想され、高齢者支援の充実は引き続きまちづくりの重要課題となっています。

このため、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直し等による高齢者支援推進体制の一層の充実を図りながら、介護予防を柱とした施策・事業を積極的に推進し、すべての高齢者が住みなれた地域で人の温もりを感じながらいきいきと暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 高齢者支援推進体制の充実

- ① 実情に即した施策・事業を計画的に推進するため、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しを行います。
- ② 介護保険制度・福祉制度やサービス内容の周知をはじめ、広域的な認定審査体制の充実、サービス事業者の確保及び指導など、高齢者支援推進体制の充実を図ります。

(2) 介護保険サービスの充実

要介護認定者及び要支援認定者を対象とした、居宅での生活支援や重度化の防止等に向けた各種の居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の提供体制の充実を促進します。

(3) 介護予防の推進

高齢者ができるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、健康の維持・増進に向けた各種保健サービスの提供はもとより、介護保険事業による介護予防策として、地域包括支援センターを中心に、地域支援事業を推進します。特に、元気な高齢者を増やしていくため、介護予防事業を重点的に推進します。

(4) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、ホームヘルパーの派遣や配食サービス、緊急通報装置の設置等のひとり暮らしを支援するサービスなど、各種福祉サービスの充実を図ります。

(5) 高齢者の交通手段の確保

★総合戦略掲載施策

高齢者が気軽に外出できるよう、バスやタクシーの運賃として使える助成券を配付します。

(6) 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加できるよう、生涯学習・スポーツ・レクリエーション活動の促進、老人クラブ活動の支援、高齢者が気軽に集まれる場や高齢者との世代との交流の場、共同活動の場の拡充に努めるとともに、シルバー人材センターの活動を支援していきます。



4 障がい者支援

現状と課題

障がいのあるなしにかかわらず、誰もがお互いの個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会の実現が求められています。

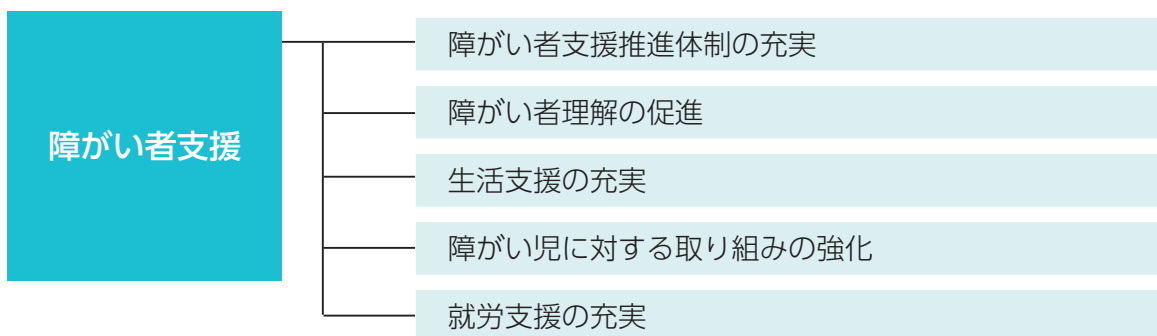
本町ではこれまで、障害者総合支援法の施行など障がい者関連法制度の動向等を踏まえ、御坊・日高障害者総合相談センター等と連携し、障がい者に対する理解の促進をはじめ、児童の発達障がい等の早期発見・早期療育体制の充実、生活支援のための各種サービスの提供、さらには障がい者の特性に合わせた個別計画により、就労や社会参加に向けた支援を行ってきました。

また、引き続き広域的連携のもとに日高圏域障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、施策・事業の充実に努めているところです。

しかし、近年、障がい者やその保護者の高齢化により家族の介護力の低下等が進み、将来の生活に不安を抱える家庭も少なくなく、障がい者支援の一層の充実が求められる状況にあります。

このため、今後は、障害福祉計画・障害児福祉計画の見直し等による推進体制の一層の充実を図りながら、各種支援施策・事業を積極的に推進し、障がい者ができる限り自立し、積極的に社会参加し、安全・安心な生活が送れるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 障がい者支援推進体制の充実

- ① 実情に即した施策・事業を計画的に推進するため、広域的連携のもと、障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行います。
- ② 御坊・日高障害者総合相談センターによる相談体制の強化、御坊・日高圏域自立支援協議会による関係機関・団体相互の連携強化など、障がい者支援推進体制の充実を図ります。

(2) 障がい者理解の促進

障がいや障がい者に対する町民の理解を一層深め、「心の壁」を取り除くため、広報・啓発活動や交流事業等を推進するほか、あいサポート運動^{*11}の促進やヘルプマーク^{*12}の交付等を行います。

(3) 生活支援の充実

- ① 広域的連携のもと、居宅介護（ホームヘルプ）等の居宅での生活を支援する訪問系サービス、生活介護等の日中の活動を支援する日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）の共同生活を支援する居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進するとともに、補装具の交付・修理等により生活の支援を行います。
- ② 広域的連携のもと、相談支援や手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付、移動の支援など、地域生活支援事業を推進します。
- ③ 各種手当の支給や医療費の助成、タクシー運賃の助成等の支援を行うとともに、身体障害者手帳・療育手帳を新しく交付された人に福祉のしおりを配付し、各種割引等の周知を行います。

※11 様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人が困っているときに必要な配慮を行う運動。

※12 障がいや疾患などがあることが外見からはわからない人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマーク。



(4) 障がい児に対する取り組みの強化

- ① 障がいの早期発見を図り、個々に応じた治療や療育指導が行えるよう、保健・医療・福祉・教育の連携強化により一貫した支援を行うとともに、障がい児の支援として、児童発達支援や放課後等デイサービス・保育所等訪問支援など、福祉サービスの支援も行います。
- ② 医療的ケアが必要とされる児童の支援について、保健・医療・福祉・教育等の各関係機関が連携し、支援体制の充実を図ります。

(5) 就労支援の充実

- ① 障がい者が地域社会の一員として、生きがいを持って働くことができるよう、紀中障害者就業・生活支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所等と連携し、一般就労を目指す障がい者を支援するほか、一般就労に就くことが困難な障がい者については就労継続支援事業所などでの福祉的就労を支援します。
- ② 障害者就労施設で就労する障がい者等の経済面の自立を進めるため、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入を推進します。





5 地域福祉

現状と課題

家族形態の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に家庭や地域で支え合う機能の低下が進み、地域社会は大きく変化しています。このような中、複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけでは限界があり、住民や団体等の力を結集し、地域全体で支え合う地域福祉の仕組みを確立していくことが必要不可欠です。

本町では、社会福祉協議会が、町から受託した各種福祉サービスの提供のほか、ボランティアの発掘・育成や地域における福祉体制づくりを行い、地域福祉活動の中心的役割を担っているほか、民生児童委員や地域見守り協力員、老人クラブ、ボランティア団体が地域に密着した活動を行っています。

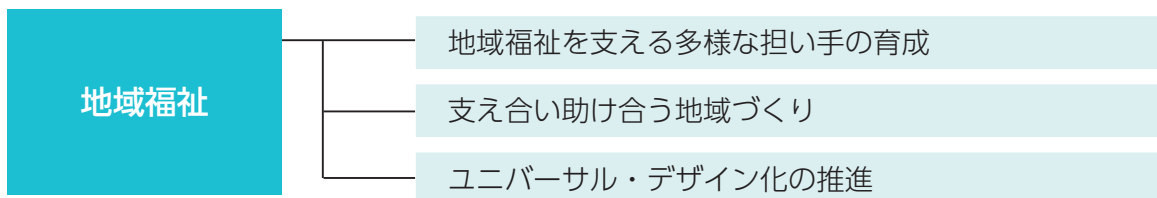
しかし、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行、生活様式の変化等により、地域における生活課題はますます複雑・多様化し、特に、高齢者等の安否確認の重要性が一層高まることが予想されます。

このような中、本町では令和元年度に、地域福祉に関する各種施策・事業を点検し、実情に即した新たな事業展開を図るため、これまでの計画を見直し、第2期地域福祉計画を策定し、施策・事業の充実に努めているところです。

今後は、この計画に基づき、地域のつながりと支え合いを基本に、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

また、高齢者や障がい者をはじめ、すべての町民が安全に安心して暮らせるよう、利用しやすい公共施設の整備等を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 地域福祉を支える多様な担い手の育成

- ① 社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の一層の活発化を促進するとともに、民生児童委員や地域見守り協力員、老人クラブ、ボランティア団体等の活動支援に努めます。
- ② 社会福祉協議会等との連携のもと、広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等を行い、町民一人ひとりの福祉の心を育み、地域福祉活動への参画促進、ボランティアの育成・確保に努めます。

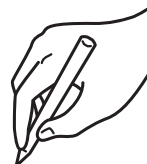
(2) 支え合い助け合う地域づくり

高齢者や障がい者等が孤立せず、健康で安心して暮らせるよう、地区や社会福祉協議会との連携のもと、多様な担い手が一体となった身近な地域における福祉ネットワークの形成を促し、見守り・支え合い活動や居場所・交流の場づくりを促進します。

(3) ユニバーサル・デザイン化の推進

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民が不自由なく安全に安心して生活できる環境づくりに向け、公共施設を中心に、可能なものからユニバーサル・デザイン^{※13}化を進めます。

※13 はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること。



6 国民健康保険・国民年金等

現状と課題

国民健康保険制度は、被保険者の高齢化や低所得者層の増加など、制度の抱える構造的な問題により、その財政基盤は極めて脆弱なものとなっており、高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、医療費の増加は今後も続くと見込まれます。

このような中、持続可能な医療保険制度を構築し、国保財政の安定化を図るため、平成30年度から都道府県単位化され、和歌山県及び県内市町村においては「和歌山県国民健康保険運営方針」に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、事務の標準化や広域化に取り組んでいます。

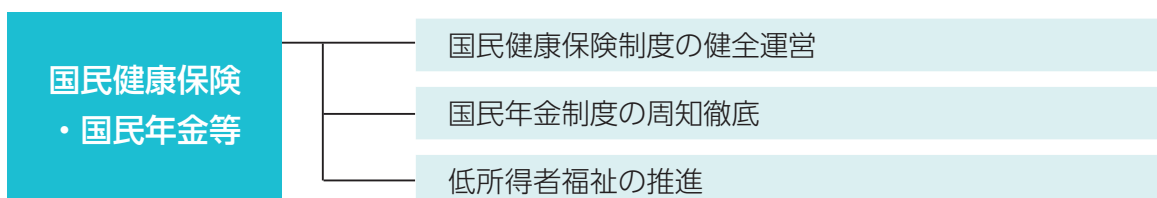
本町においても、収納対策の強化による収収の確保や医療費適正化による歳出の増加抑制を図るとともに、運営方針に基づく効率的な事業運営に努めていく必要があります。

また、国民年金制度は、老後の収入の保障だけでなく、障がいのある人や遺族への保障といったセーフティーネット^{※14}の役割を果たす必要不可欠な制度であることから、町民の制度に対する理解をより一層深めていく必要があります。

一方、生活保護制度は、生活困窮者に対し、最低限の生活を保障し、その自立を促進するための制度です。また、平成27年度から、生活保護に至る前の自立支援策として、生活困窮者自立支援制度が始まっています。

本町では、関係機関と連携し、低所得者に対する相談や制度の利用に関する助言・指導、社会福祉協議会を通じた生活福祉資金の貸付制度の紹介等に努めていますが、今後とも、低所得者の自立に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

施策の体系



※14 安全網。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。

主要施策

(1) 国民健康保険制度の健全運営

- ① 医療費の通知やレセプト^{※15}点検の実施等により、被保険者の適正受診を促進し、医療費の抑制に努めます。
- ② 納税に関する広報・啓発活動や滞納者対策の推進等により、国民健康保険税の徴収率の向上に努めます。

(2) 国民年金制度の周知徹底

すべての町民の年金受給権の確保に向け、広報・啓発活動や相談の充実を図り、国民年金制度の周知徹底に努めます。

(3) 低所得者福祉の推進

低所得者の自立に向け、民生児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれのケース実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金の貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

※15 診療報酬明細書。



第3章

人と文化が輝く日高

1 学校教育

現状と課題

子どもたちが、これからの社会を生き抜く力を身につけ、たくましく成長していくうえで、学校教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。

本町の学校は、令和3年度に志賀小学校と比井小学校が統合され、一つの小学校となったことにより、小学校が2校（内原小学校・志賀小学校）、中学校が1校（日高中学校）となっています。

本町ではこれまで、生徒一人ひとりにタブレット^{*16}を整備し、ICT^{*17}の活用に取り組むなど、教育を取り巻く環境変化に対応し、家庭や地域と連携しながら、教育内容の充実や学校施設・設備の整備を進めてきました。また、コミュニティスクールを立ち上げ、地域住民とともに学校運営に取り組んでいます。

しかし、教育を取り巻く環境は、核家族化や少子高齢化の進行、生活様式の変化、価値観の多様化など、様々な要因によって大きく変化しています。

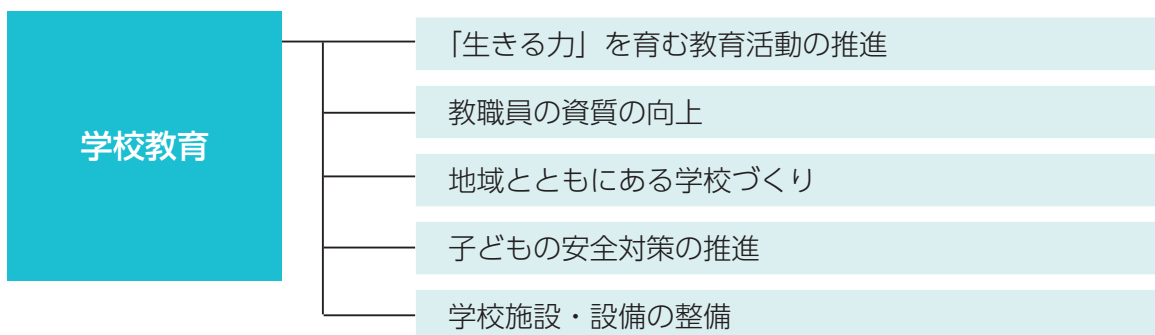
このような中、これまで以上に学校・家庭・地域が一体となった社会全体での子どもの育成、老朽化等に対応した学校施設・設備の整備が課題となっています。

このため、今後は、本町の自然や産業、人材などの教育資源を生かしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した「生きる力」を育む教育活動の一層の推進や、そのための教職員の資質の向上、子どもの安全対策の強化等を進めていくとともに、教育環境のさらなる向上に向け、学校施設・設備の整備等を進めていく必要があります。

*16 パネル上で指先や専用のペンを使い操作することができる板状・薄型のコンピュータ。

*17 Information and Communications Technology の略。情報通信技術。

施策の体系



主要施策

(1) 「生きる力」を育む教育活動の推進

- ① 確かな学力を育むため、小・中学校の連携強化のもと、基礎的・基本的な知識や技能の習得・活用に向けた指導方法の充実に努めるとともに、本町の優れた自然や農水産業、多様な人材等の教育資源を生かした体験的活動による特色ある教育の推進、社会変化に対応した外国語教育、ICT教育、環境教育の充実に努めます。
- ② 豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育の充実に努めるとともに、いじめや不登校などの心の問題に対し、心の教室相談員の活用等により、相談・指導の充実に努めます。
- ③ 健やかな体を育むため、体育、健康教育や部活動の充実に努め、食育の推進、給食体制の充実に努めます。
- ④ 支援を必要とする児童・生徒が個々の状況に応じた適切な教育支援を受けられるよう、特別支援教育の充実に努めます。

(2) 教職員の資質の向上

研修や研究活動の充実に努め、使命感にあふれ、実践的な指導力を持つ教職員の育成に努めます。

(3) 地域とともにある学校づくり

★総合戦略掲載施策

学校教育環境の充実、地域とともにある学校づくりに向け、令和元年11月に日高町の全小中学校に学校運営協議会が設置されましたが、今後は町民への周知や人材の確保等を行いながら、コミュニティスクールの充実に段階的に進めていきます。



(4) 子どもの安全対策の推進

防犯ブザーの配付や緊急避難場所「きしゅう君の家」の指定及び協力依頼等により、登下校時の安全対策の強化に努めるほか、学校における防犯・防災訓練を実施するなど、総合的な子どもの安全対策を推進します。

(5) 学校施設・設備の整備

- ① 安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、学校施設長寿命化計画に基づき、小・中学校施設の整備を推進します。
- ② ICT教育のための情報環境・機器の充実や学校図書の実態など、教育内容の充実に合わせた設備や教材・教具の整備を推進します。





2 生涯学習

現状と課題

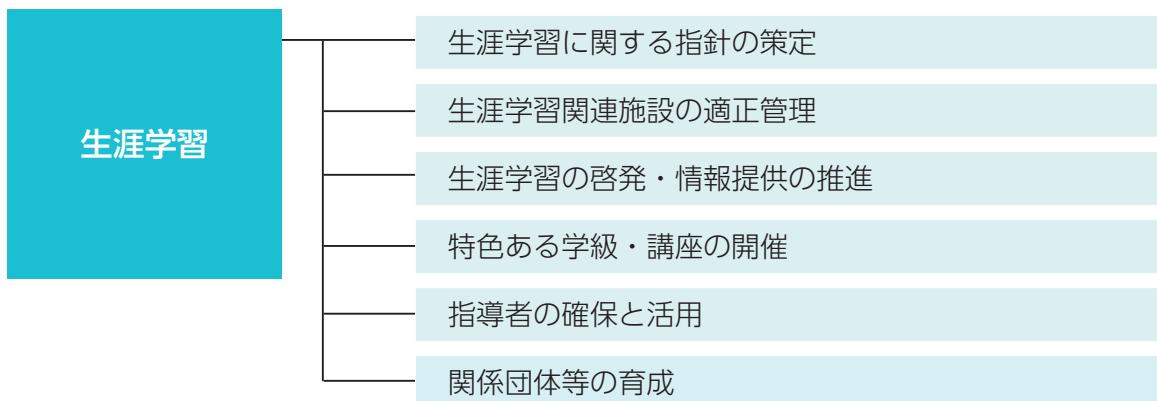
学歴を過大評価する社会的風潮を改善し、人々の生涯を通じた自己研鑽を正当に評価する生涯学習社会を実現していくことが求められています。生涯学習の基盤を整備し、様々な学習の成果が適切に評価される社会を築いていくことが必要です。

本町では、町民の学習活動を支援し、生きがいのある心豊かな町民生活や活力あるまちづくりに生かしていくため、中央公民館や分館、教育集会所等を拠点に、子どもから高齢者までを対象とした様々な学級・講座等を開催しているほか、学習情報の提供や指導者の確保等に努めています。

しかし、少子高齢化が進む中、各種学習活動への参加者の高齢化や固定化といった状況もみられるほか、社会・経済情勢の変化に伴い、ますます多様化・高度化する学習ニーズに効果的に応えられる体制づくりが求められており、すべての町民が生涯にわたって学び続け、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる学習環境づくりが一層必要となっています。

このため、生涯学習推進体制の充実のもと、各世代の学習ニーズに即した特色ある学級・講座の開催や指導者の育成をはじめ、町民主体の学習活動を一層促進する環境・条件づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 生涯学習に関する指針の策定

特色ある生涯学習のまちづくりを計画的に進めていくため、中・長期的な指針の策定に努めます。

(2) 生涯学習関連施設の適正管理

- ① 生涯学習活動の拠点である中央公民館をはじめ、生涯学習関連施設の適正な維持管理及び有効活用を図ります。
- ② 図書室については、蔵書の充実等を進め、機能の強化及び利用促進に努めます。

(3) 生涯学習の啓発・情報提供の推進

町民主体の学習活動の活発化に向け、広報紙やホームページ、ケーブルテレビの活用等により、学習意欲の喚起、学習情報の効果的な提供に努めます。

(4) 特色ある学級・講座の開催

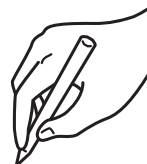
町民ニーズの動向や本町の特性・資源、社会・経済情勢の変化を踏まえ、また学習成果のまちづくりへの還元を見据え、特色ある学級・講座の開催を図ります。

(5) 指導者の確保と活用

各種学習活動の充実に向け、生涯学習指導者の育成・確保、有効活用に努めます。

(6) 関係団体等の育成

各種の社会教育団体や自主学習グループの育成、地域における学習活動の支援に努め、町民の自主的な学習活動の活発化を促進します。



3 スポーツ

現状と課題

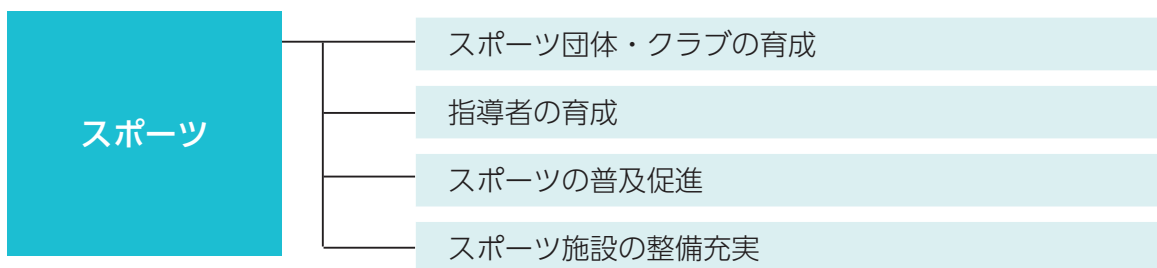
スポーツは、心身の健全な発達を促し、豊かな心を育むうえで必要不可欠なものであるとともに、住民相互の交流・連携を促し、地域連帯感や地域への愛着を深めるものとして、まちづくりにとっても大きな役割を果たしています。

本町では、町民の自主的なスポーツ活動を支援するため、体育協会等と連携しながら、各種スポーツ大会を開催しているほか、スポーツ賞・スポーツ功労賞・ジュニアスポーツ賞による町民の表彰やニュースポーツの普及、指導者の育成等に努めています。

スポーツ施設としては、町民プールや武道館、若もの広場、農村環境改善センター、小・中学校の体育施設等があり、活発に利用されています。

しかし、近年、町民の健康・体力づくりに関する意識が高まる一方で、日常生活の中で身体を動かす機会が減少するなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきており、すべての町民がそれぞれの年齢や体力、目的等に応じて主体的にスポーツ活動に親しみ、日々の暮らしの中に定着させることができる環境づくりが一層求められています。

施策の体系



主要施策

(1) スポーツ団体・クラブの育成

- ① 町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、体育協会やスポーツ少年団などのスポーツ団体の育成を図ります。
- ② 総合型地域スポーツクラブについて、活動の活発化に向け、側面からの支援に努めます。

(2) 指導者の育成

町民の多様なスポーツニーズに対応するため、研修会の開催等を通じ、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。

(3) スポーツの普及促進

- ① 体育協会等と連携し、各種スポーツ大会等の内容充実を図ります。特に、生涯スポーツ振興の視点から、子どもから高齢者まで世代を越えて気軽に参加できるスポーツ大会等の開催に努めます。
- ② 町民の競技力の維持・向上、競技スポーツの振興に向け、広域的な大会等への参加を促進します。
- ③ 本町のスポーツの振興に顕著な功績あるいは競技で優秀な成績を収めた個人や団体に対し、スポーツ賞・スポーツ功労賞・ジュニアスポーツ賞の授与を行います。
- ④ 各地区の体育委員の活動を促進し、地域におけるスポーツ活動の活発化を促します。

(4) スポーツ施設の整備充実

誰もが安全・安心・快適にスポーツ活動を行えるよう、各スポーツ施設の整備充実及び有効活用を図ります。



4 文化芸術

現状と課題

文化芸術とは、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、人々の連帯感を生み出し、ともに生きる社会の基盤を形成するものです。

本町では、中央公民館や各公共施設等において、文化協会加盟の団体・サークルを中心とした町民主体の多様な文化芸術活動が展開されています。町では、これらの活動を支援するとともに、文化賞・文化功労賞・文化奨励賞による町民の表彰や、文化展やふれあい祭、文化講演会の開催等を行い、町民の文化芸術に対する意識の高揚を図っています。

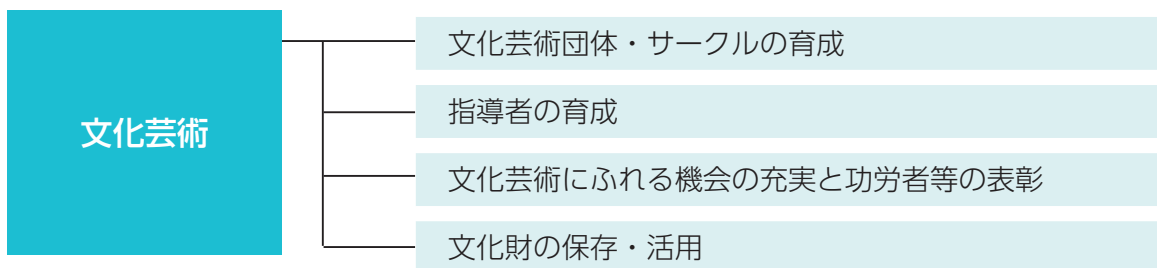
しかし、活動成果の発表・展示の場の不足、活動への参加者の高齢化、若年層の参加率の低さといった問題があり、誰もが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、発表できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、本町には、熊野古道の石畳道や沿道の史跡、徳本上人ゆかりの史跡や美術工芸、弁財天山古墳、白鬚神社のクエ祭をはじめ、国・県・町指定の文化財が数多くあるほか、埋蔵文化財の包蔵地が町内各所に分布しています。

本町では、指定文化財の保存・保管や文化財説明板の新設・修繕、文化財の調査・確認・資料収集等に努めていますが、今後とも、文化財の適切な保存・活用に努め、町内外の人々が本町の歴史や文化にふれあえる場の拡充を進めていく必要があります。

なお、令和3年度に第36回国民文化祭、第21回全国障害者芸術・文化祭が和歌山県で開催となっており、県内における文化芸術活動の活性化が期待されています。

施策の体系



主要施策

(1) 文化芸術団体・サークルの育成

町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化協会などの文化芸術団体・サークルの育成を図ります。

(2) 指導者の育成

町民の多様なニーズに対応するため、研修会の開催等を通じ、文化芸術活動の指導者の育成・確保に努めます。

(3) 文化芸術にふれる機会の充実と功労者等の表彰

- ① 文化協会等と連携し、文化展やふれあい祭、文化講演会等の内容充実を図り、町民の参加を促進します。
- ② 公共施設のロビーなど公共スペースを活用した作品の発表・展示の場の確保、町民の自主的な発表会・展示会の開催支援等に努め、活動成果を発表・展示する場や機会の充実に努めます。
- ③ 本町の文化の向上と発展に顕著な功績のあった個人や団体に対し、文化賞・文化功労賞・文化奨励賞の授与を行います。

(4) 文化財の保存・活用

指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても調査・発掘等を行い、その保存・活用を進めます。



5 青少年健全育成

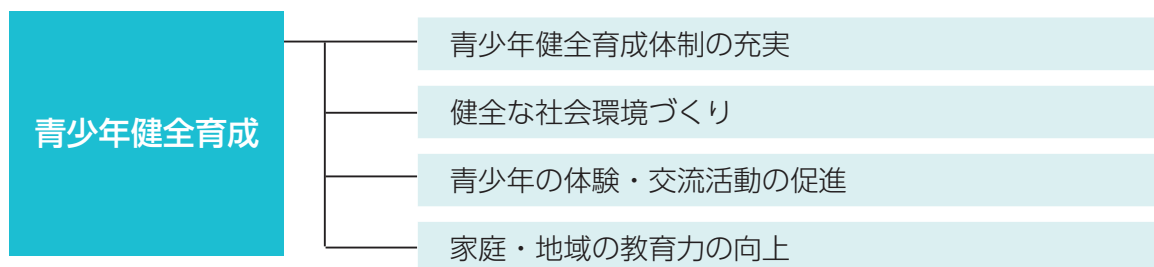
現状と課題

次代を担う青少年が、社会の構成員として尊ばれながら、希望に満ち、心身ともに健やかに成長することはすべての人々の願いです。青少年の健全な育成は、社会全体の責務であり、家庭・学校・地域社会が一体となって取り組むことが大切です。

本町では、青少年の健全育成と非行防止に向け、青少年総合対策本部や青少年補導連絡協議会を中心に、PTAや各種関係団体と連携し、有害図書除去や非行防止の啓発、夜間パトロールなどを実施しています。また、体験活動や交流活動等を通じて豊かな人間性を育むため、自然観察会などの事業を推進するとともに、スポーツ少年団の育成等を通じ、野球やサッカー、バレーボール、柔道、剣道などのスポーツ活動の促進に努めています。

しかし、青少年を取り巻く環境は年々複雑化しており、今後もその傾向はさらに強まることが予想されることから、これまでの取り組みを充実・発展させながら、多様な主体の連携を強化し、町一体となった健全育成活動をより一層推進する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 青少年健全育成体制の充実

青少年健全育成に関する取り組みを総合的に企画・調整し、効果的かつ強力に推進するため、青少年総合対策本部や青少年補導連絡協議会等の一層の充実・活用を図ります。

(2) 健全な社会環境づくり

関係機関・団体を中心とした有害環境の浄化活動や補導活動、パトロール活動等を促進するとともに、町ぐるみのあいさつ運動を展開し、健全な社会環境づくりを進めます。

(3) 青少年の体験・交流活動の促進

青少年の豊かな人間性を育むため、自然観察会や大人と子どものふれあい事業の推進、スポーツ少年団の育成等を通じ、体験活動や交流活動、スポーツ活動等を促進します。

(4) 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育に関する広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等により、青少年の健全育成に最も大きな役割を果たす家庭の教育力の向上を促進するとともに、「地域ふれあい活動」の促進等により地域の教育力の向上を促します。



6 国内・国際交流

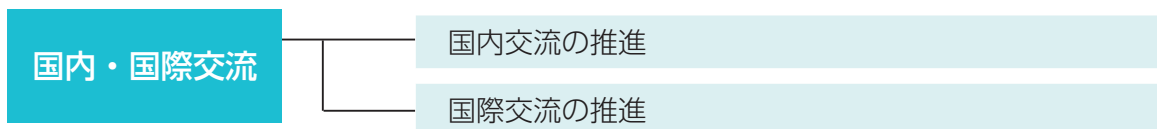
現状と課題

国内交流や国際交流は、自らのまちの文化や習慣についての関心・理解の深化、ふるさと意識の醸成、さらにはまちの活性化や青少年の健全育成に大きく影響するものであり、まちづくり・人づくりの重要な要素の一つです。

本町では、青少年の国内の他地域との交流を毎年実施しています。また、平成24年にクヌッセン機関長救命艇新保管庫が竣工し、平成29年には、故ヨハネス・クヌッセン機関長生誕100周年、日本・デンマーク王国外交関係樹立150周年にあたり、クヌッセン機関長の故郷・フレデリクスハウン市と友好交流提携を交わしました。また、クヌッセン機関長殉難60周年でもあったことから、小・中学生を対象とした絵画コンクールなど記念行事が実施され、コンクール受賞者がデンマーク大使館に招待されました。

今後、こうした国内外との交流は、多くの分野でまちの活性化の促進が期待できることから、交流を引き続き推進していくとともに、町民主体の交流へと発展するよう取り組んでいく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 国内交流の推進

青少年をはじめ、幅広い世代による国内他地域との交流を促進する取り組みを検討します。

(2) 国際交流の推進

デンマーク王国フレデリクスハウン市との友好交流を継続していくとともに、町民主体の交流を促進する取り組みを検討します。



第4章

豊かで活力に
満ちた日高

1 農林業

現状と課題

農業をめぐる情勢が厳しさを増す中、わが国では、令和元年度に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、令和12年度の食料自給率の目標を生産額ベースで75%と設定し、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を進めていくこととしています。

本町は、温暖な気候と肥沃な土地を生かし、古くから農業を基幹産業として発展し、現在、水稻を中心に野菜、花き、果樹などの複合経営が行われており、特に野菜については県下有数の産地を形成するミニトマトやキュウリなどの施設野菜、露地では豆、ブロッコリーなどが栽培されています。

本町ではこれまで、関係機関と連携し、ほ場や用排水路などの農業生産基盤の整備、担い手の育成をはじめ、基幹産業である農業の振興に向けた様々な支援施策を積極的に推進してきました。

しかし、農業をめぐる情勢が依然として厳しい中で、農家数の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加などの問題が一層深刻化し、生産活動は停滞傾向にあります。

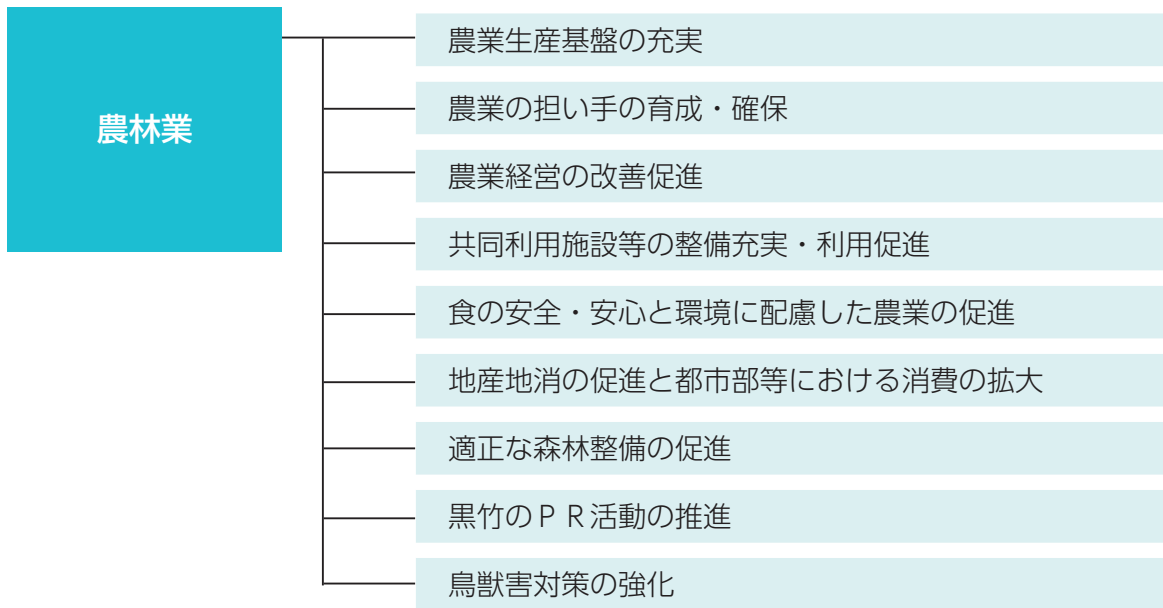
このため、今後は、農業者、関係機関、行政等が共通の認識と目標のもとに連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、幅広い層の担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営の改善や生産性の向上、高品質化の促進、環境に配慮した農業や地産地消の促進、鳥獣害対策の強化など、多面的な支援施策を一体的に推進する必要があります。

一方、森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全などの多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついています。

本町は、森林が総面積の約3分の2を占めていますが、ほとんどが雑木林であり、資産保有的な要素が強く、林業生産活動はわずかであり、今後は、多面的機能の持続的発揮に向けた森林の保全・活用を中心に、適正な森林整備を促進していく必要があります。

また、本町では、原谷地区において黒竹が生産されていますが、鳥獣害が深刻な問題となっており、その対策の強化が求められているほか、生産者の高齢化が進み、後継者の育成が今後の大きな課題となっています。

施策の体系



主要施策

(1) 農業生産基盤の充実

★総合戦略掲載施策

生産性の向上や効率的で収益性の高い農業経営の促進、優良農地の確保に向け、ほ場整備など基盤整備事業を推進するほか、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた取り組み、農地の流動化の促進、農業・農村の多面的な機能の維持・発揮のための共同活動への支援、さらには鳥獣害対策の強化等に努めます。

(2) 農業の担い手の育成・確保

★総合戦略掲載施策

本町の農業を支える認定農業者や担い手農家の育成に向け、関係機関と連携した営農診断や研修等の推進、農業経営の法人化や集落営農の促進に努めるとともに、後継者や新規就農者の育成・確保に向けた取り組みを行います。



(3) 農業経営の改善促進

- ① 収益性の高い複合経営を展開できるよう、基幹品目と副次作目を効率的に組み合わせた基本指標を示すとともに、野菜や花き栽培などの施設型農業への転換を促進します。
- ② 米づくりの生産コストの低減に向けた取り組みを支援するほか、高品質で付加価値のある新しい品種の導入・栽培に関する支援を充実します。
- ③ 輸入農作物の増加など国内外の産地間競争に生き残るため、関係機関と連携し、共選共販体制の一層の充実等を促進し、品質の統一等による高品質化・ブランド化や流通経費の削減を促し、農業経営の安定化に努めます。

(4) 共同利用施設等の整備充実・利用促進

- ① 良質な農産物の安定的な販売を促進するため、集出荷場や機械設備の整備充実を進めます。
- ② 野菜などの優良苗の生産と栽培農家の苗づくりの省力化、コストの低減を図るため、育苗施設などの利用促進に努めます。

(5) 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

食の安全・安心と消費者の信頼の確保、環境保全に向け、有機物を利用した土づくりを基本に、減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培による産地づくりを促進するとともに、廃プラスチック等の農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルを促進します。

(6) 地産地消の促進と都市部等における消費の拡大

- ① 産品直売所の活用や学校給食との連携、商業者との連携等により、農産物の地産地消を促進します。
- ② 全国に向けたPR活動の展開や大消費地における出展活動・イベントの開催等を促進し、都市部における消費の拡大を図ります。

(7) 適正な森林整備の促進

- ① 森林の持つ水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全等の機能の持続的発揮に向け、森林所有者の意識啓発を図りながら、適正な森林整備・管理を促進します。
- ② 木材生産機能を維持していくため、わかやま森林と緑の公社による森林施業を促進します。
- ③ 町民の森林保全意識の高揚及び森林保全運動の促進に努めるほか、環境教育やレクリエーションの場としての活用を図り、森林の保全と総合利用に努めます。
- ④ 森林環境譲与税の創設に伴い、所有者の意向を踏まえて人工林の適切な管理を促進します。

(8) 黒竹のPR活動の推進

黒竹生産の維持・安定化に向け、黒竹及び黒竹製品の知名度の向上や販路の拡大に向けたPR活動を推進します。

(9) 鳥獣害対策の強化

イノシシやシカなどによる農産物や黒竹等への被害が深刻となっている中、捕獲の推進や防護柵等による対策を一層強化していくとともに、捕獲の担い手の育成・確保を図り、被害の軽減に努めます。サルについては、行動域調査やテレメトリー調査^{*18}などの結果を踏まえ、効率的な捕獲の推進や各地域での被害防止への取り組みを支援します。

*18 野生動物の身体に発信機を装着し、送受信される電波の情報から動物の移動を追跡する調査。



2 水産業

現状と課題

世界の漁業・養殖業を合わせた生産量は増加傾向にあり、水産業は成長産業といわれていますが、わが国では、年々魚が獲れなくなってきたこと、漁業者の高齢化や後継者不足、人々の魚離れの一層の進行などの要因により、生産量は減少傾向にあり、水産業は非常に厳しい状況にあります。

本町では、紀伊水道の豊かな漁場と、磯根資源が豊富な地理的条件等を生かし、一本釣りや刺し網、巻き網、採貝藻などを主体とする沿岸漁業が営まれており、中でも巻き網漁業の漁獲量は全体の9割以上を占めています。

平成30年度現在、比井崎漁業協同組合の正組合員数は81人、町全体の属地陸揚金額は310百万円となっており、本町産業の中でも重要な位置を占めています。

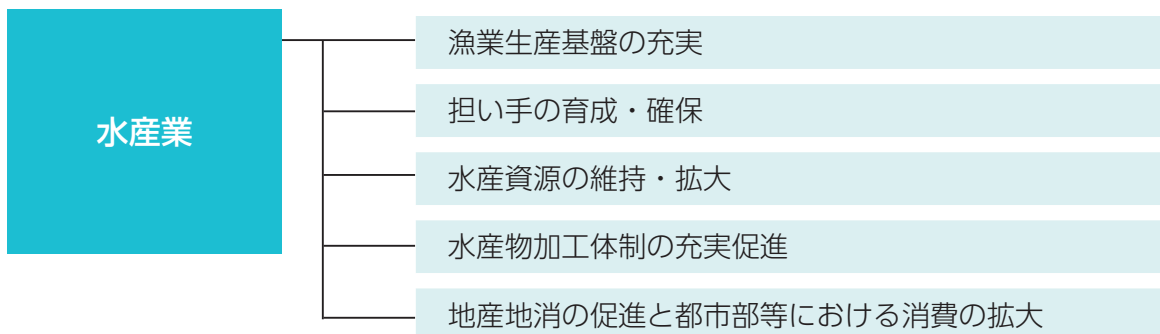
しかし、資源の減少や磯焼けなどの漁業環境の悪化に伴い、一本釣りや採貝藻を中心に漁獲量の減少が著しく、魚価の低迷、消費の減少等とも相まって、後継者不足、漁業従事者の高齢化などがさらに深刻化しています。

こうした状況の中、これまで、関係機関と連携し、防波堤や護岸、船揚げ場、荷さばき所、製氷・海水処理・販売施設などの漁港・漁業施設の整備や漁場造成に取り組んできました。また、漁業従事者の高齢化に伴い荷さばき所に自動選別機を導入し、労働力の軽減が図られるとともに、遠方市場への販路拡大が可能となりました。

漁業資源の育成についても、稚魚・稚貝の放流事業等を継続的に実施してきましたが、漁獲量については減少傾向となっています。

今後とも、水産業を本町の基幹産業として維持していくため、漁業生産基盤の充実や担い手の育成・確保をはじめ、資源の維持・拡大に向けた取り組みや地産地消の促進など、多面的な支援施策を一体的に推進する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 漁業生産基盤の充実

高齢者や女性をはじめ、漁業従事者の安全性を高め、作業効率の向上を図っていくため、関係機関と連携し、地元の要望等を踏まえながら、漁港や漁業関連施設・設備の整備充実を促進します。

(2) 担い手の育成・確保

明日の水産業を支える意欲ある担い手を確保するため、関係機関との連携による研修・指導等を通じ、企業的経営感覚を持つ経営体や若年漁業従事者などの育成を図るとともに、新規あるいは転職の漁業就労希望者に対する相談・紹介など支援・協力を努めます。

(3) 水産資源の維持・拡大

★総合戦略掲載施策

- ① 水産資源の維持・拡大に向け、関係機関と連携し、漁場造成（魚礁やあわび礁の設置など）を進めます。
- ② 資源管理型漁業を一層進めるため、水産試験研究機関などと連携し、クエ、ヒラメ、サザエなどの稚魚・稚貝の放流事業を進めるとともに、漁獲量の減少との因果関係について、専門機関による調査を実施します。

(4) 水産物加工体制の充実促進

関係機関と連携し、サバコロッケなどの既存の水産加工品の安定生産、付加価値の高い新たな商品の開発等を促進します。

(5) 地産地消の促進と都市部等における消費の拡大

- ① 産品直売所の活用や学校給食との連携、商業者との連携、魚食普及のためのPR活動の展開等により、水産物の地産地消を促進します。
- ② 全国に向けたPR活動の展開や大消費地における出展活動・イベントの開催等を促進し、都市部における消費の拡大を図ります。



3 商工業

現状と課題

商業は、人々の消費活動を支えるだけでなく、活気やにぎわいをもたらすものとして、まちづくりにおいて重要な位置を占めています。

本町の商業活動は、JR紀伊内原駅前を中心に行われており、平成28年の経済センサス-活動調査によると、事業所数（卸売業・小売業）は67事業所、従業者数は290人、年間商品販売額は6,007百万円となっています。

本町の商業は、小売業を中心に地域の購買ニーズに応えてきましたが、御坊市に隣接していることなどから、従来から商業集積が育ちにくい条件にあるとともに、御坊市など近隣市町への大型店等の立地に伴い購買力の流出が進み、経営者の高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

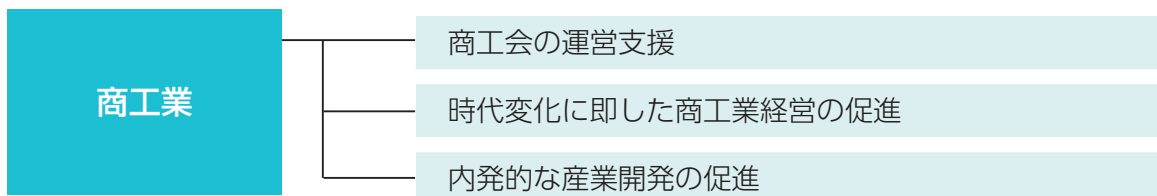
今後は、このような状況を踏まえ、商工会との連携のもと、地域に密着したサービスの促進など、本町の地域性に即した商業活動の展開を促進していく必要があります。

一方、工業は、まちの活力の向上や雇用の場の確保など、地域活性化に大きな役割を果たしています。

令和元年の工業統計調査によると、本町の製造業の事業所数は11事業所、従業者数は149人、製造品出荷額等は3,220百万円となっています。

中小企業を取り巻く環境がさらに厳しさを増す中で、小規模零細事業所がほとんどを占める本町の工業も停滞傾向にあり、今後とも、商工会との連携のもと、既存企業の経営の安定化を支援していくとともに、内発的な産業開発に向けた取り組みを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 商工会の運営支援

商工会の運営を支援し、商工業の活性化に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

(2) 時代変化に即した商工業経営の促進

- ① 商工会との連携のもと、近代的な経営への転換、特産品の販売など地域に密着した商品・サービスの提供、製品の高付加価値化など、時代変化に即した商工業経営を促進します。
- ② 厳しい経営環境を踏まえ、融資制度の周知及び活用促進に努め、商工業経営の安定化を促します。

(3) 内発的な産業開発の促進

商工会をはじめ関係機関・団体との連携のもと、豊富な農水産資源等を生かした加工業など内発的な産業開発を促進します。



4 観光・交流

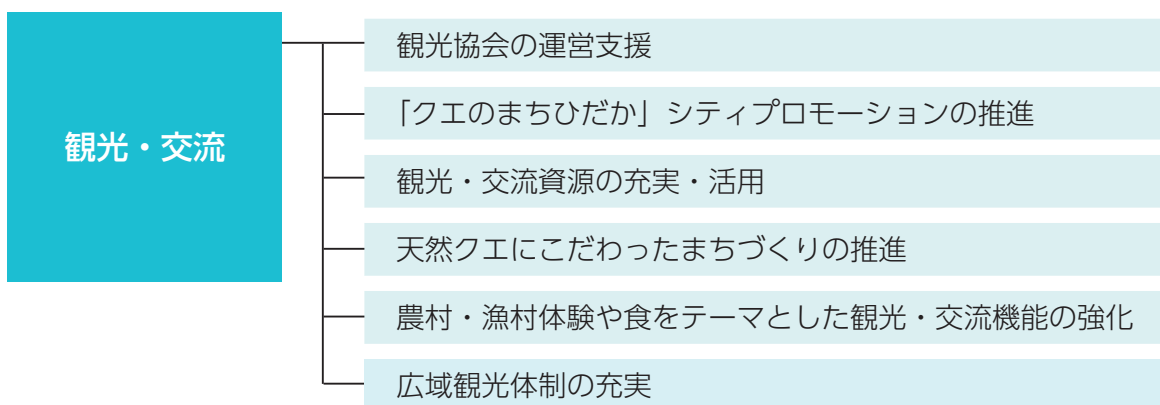
現状と課題

観光は、地域経済の活性化はもとより、新たな人の流れを生み出し、人々の定住・移住につながるものとして、まちづくりにとって重要な役割を果たしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業界は大きな打撃を受け、非常に厳しい状況にあります。

本町には、熊野古道のメインルートである紀伊路が通っており、当時の面影を残す史跡等が数多く残されています。また、中紀随一の規模を誇り、遠浅かつ県内で屈指の海水の美しさで知られる産湯海水浴場や、数多くの釣りのスポット、四季折々のハイキングが楽しめる西山、眺望豊かな温泉館「海の里」みちしおの湯、天然クエ料理やハモ料理をはじめ天然地魚料理が食べられる旅館や民宿、飲食店、ふれあい祭などの祭りやイベント等々、本町ならではの自然や風土、食と親しめる魅力ある観光・交流資源があります。

しかし、かつて50軒近くあった旅館や民宿は、施設の老朽化や経営者の高齢化、後継者不足などにより、現在では7軒に減少しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響等により、観光客数は全体的に大幅に減少しています。今後は、観光振興による町全体の産業・経済の活性化はもとより、観光・交流から定住・移住への展開、関係人口の増加も視野に入れ、シティプロモーション^{※19}の取り組みを積極的に進めながら、既存観光・交流資源の一層の充実・活用と新たな事業展開等を進めていく必要があります。

施策の体系



※19 町の魅力や資源を内外に向けてアピールすることにより、町の知名度や好感度を上げ、町そのものを全国に売り込むこと。

主要施策

(1) 観光協会の運営支援

観光協会の運営を支援し、観光振興に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

(2) 「クエのまちひだか」シティプロモーションの推進 ★総合戦略掲載施策

町の知名度やイメージを向上させ、観光客をはじめ、本町のファンとなり応援してくれる関係人口、さらに定住・移住希望者を増加させるため、これまで実施してきたシティプロモーションの取り組みをさらに充実し、継続していきます。

(3) 観光・交流資源の充実・活用 ★総合戦略掲載施策

熊野古道周辺や産湯海水浴場、西山、温泉館「海の里」みちしおの湯などの観光・交流拠点について、観光客のニーズに即した施設・設備の整備充実を進め、一層の有効活用に努めるとともに、地場製品の販売機会の充実、地域の活性化に向け、ふれあい祭などの祭り・イベントの充実に努めます。

(4) 天然クエにこだわったまちづくりの推進

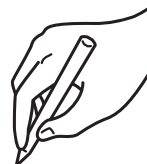
天然クエ鍋発祥の町であることや、天然クエ料理などの資源を生かし、天然クエにこだわったまちづくりを一層推進し、クエをテーマとした観光・交流機能の強化を進めます。

(5) 農村・漁村体験や食をテーマとした観光・交流機能の強化

関係機関・団体との連携のもと、観光農漁業や農村・漁村体験をはじめ、食文化体験、民芸品づくり体験、歴史文化体験など、本町ならではの資源を生かした体験メニューの充実、メニューに応じた施設や人材の確保など条件整備を促進し、体験型の観光・交流機能の強化を進めます。

(6) 広域観光体制の充実

広域的連携のもと、広域観光ルートの充実や広域的な集客活動を行い、圏域一体となった観光振興に取り組みます。



5 雇用対策

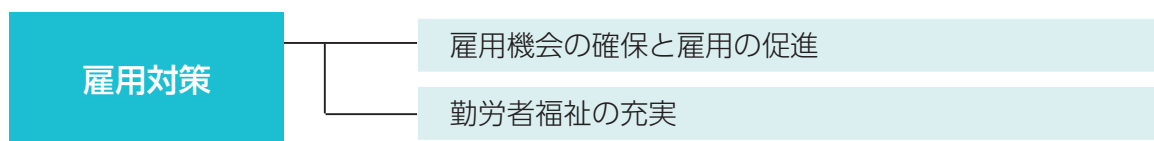
現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化、少子高齢化の急速な進行に伴う人口構造の変化等を背景に、地方の雇用情勢はますます厳しさを増しています。

本町においても、産業を取り巻く情勢が厳しい中で、雇用機会の不足が問題となっており、雇用機会の確保をはじめ、若者の地元就職の促進、女性や高齢者、障がい者の雇用促進に向けた取り組みを進める必要があります。

また、快適でゆとりある勤労生活の実現に向け、労働条件の向上促進をはじめ、福利厚生機能の充実を促していく必要があります。

施策の体系



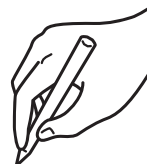
主要施策

(1) 雇用機会の確保と雇用の促進

ハローワーク等の関係機関との連携や、広域的連携のもと、雇用に関する情報提供や相談、職業能力開発への支援、地元事業所への働きかけ等を行い、若者の地元就職の促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めます。

(2) 勤労者福祉の充実

労働条件の向上や安全に働ける環境づくりに向けた事業所への啓発等に努めます。



第5章

未来への基盤が
整った日高

1 土地利用

現状と課題

土地は、あらゆる活動の共通の基盤であると同時に、限られた貴重な資源であり、地域の持続的発展のためには、適正かつ有効に利用していくことが求められます。

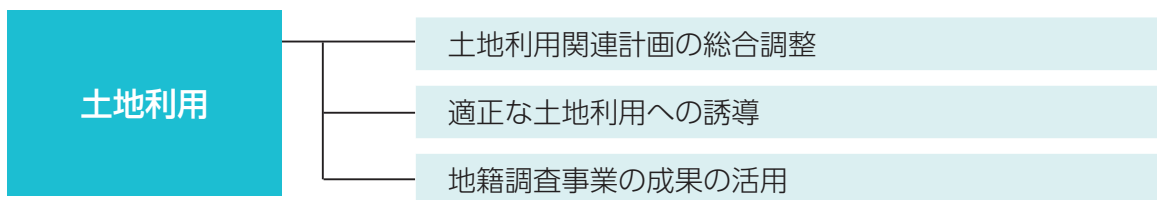
本町は、日ノ御埼から由良湾に至る海岸部と、西川の上・中流、支流志賀川の流域及び日高平野からなる平野部、紀伊山地の西縁部にあたる山地部から形成されるまちです。

土地利用の状況を見ると、約3分の2が森林で、次いで農用地、その他（公共施設、公園・緑地等）、水面・河川・水路などの順となっており、自然的土地利用が大半を占めていますが、近年では農地を転用して住宅地や太陽光発電に利用するケースも増加してきています。

本町ではこれまで、計画的な土地利用を進めてきましたが、社会・経済情勢の変化に伴い、耕作放棄地の増加や森林の荒廃をはじめ、農地と住宅の混在化といった問題もみられ、農地の保全・活用や自然環境・景観の保全が求められているほか、定住・移住の促進に向けた秩序ある良好な市街地環境の形成や交流人口の増加を見据えた土地の有効活用等が求められています。

このため、今後は、国土利用計画等に基づき、関連計画等の見直しや総合調整を行いながら、土地利用の方向性を明確化し、これに基づく適正な土地利用への誘導に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 土地利用関連計画の総合調整

計画的かつ高度な土地利用を推進するため、国土利用計画に基づき、農業振興地域整備計画等の見直しや総合調整を行い、土地利用の明確化を図ります。

(2) 適正な土地利用への誘導

土地利用関連計画や関連法等の周知と運用を図り、無秩序な開発行為や無届での土地の売買などの未然防止、土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導に努めます。

(3) 地籍調査事業の成果の活用

完了した地籍調査事業の成果を活用し、土地を適正かつ有効に利用するため、GIS^{※20}の更新及び有効活用に努めます。

※20 Geographic Information Systemの略。地理情報システム。コンピュータ上で様々な地理空間情報を重ね合わせて表示するシステム。



2 住宅、定住・移住

現状と課題

良好な住宅・住環境は、豊かさを実感できる暮らしの基盤であり、人々の定住・移住を促進する最も重要な条件です。

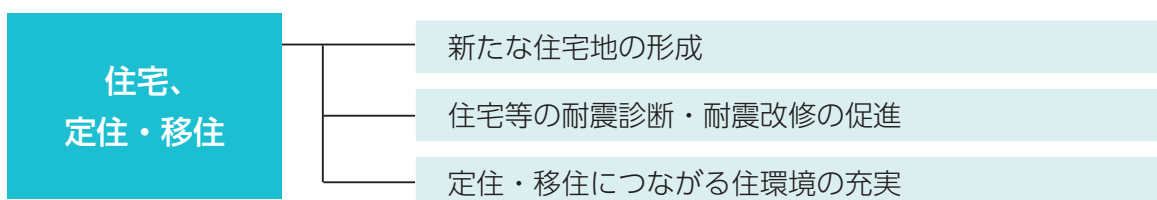
本町は、御坊市に隣接する立地条件をはじめ、町内における生活環境・生活基盤の整備、子育て環境や保健・福祉環境の充実等を背景に、住みやすいまちとして転入者が増え、県内のほとんどの自治体の人口が減少する中、人口増加の傾向が続いています。

今後も、平野部を中心に一定の住宅ニーズが見込まれることから、適正な住宅開発を促進し、良好な住宅地の形成を進めていく必要があります。

また、南海トラフ巨大地震の発生が予測される中、戸建て木造住宅が多い本町の状況を踏まえ、住宅等の耐震診断・耐震改修を促進していく必要があります。

さらに、今後とも人口増加傾向を維持し、活気あふれるまちづくりを進めていくため、定住・移住相談体制の充実や空き家の管理及び利活用など、定住・移住を促進する取り組みを積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 新たな住宅地の形成

今後の住宅ニーズの動向を見極めながら、民間開発の適正な誘導等を行い、良好な環境の新たな住宅地の形成を進めます。

(2) 住宅等の耐震診断・耐震改修の促進

★総合戦略掲載施策

南海トラフ巨大地震等に備え、安全・安心な住宅・住環境の確保を図るため、既存木造住宅等の耐震診断及びそれに基づく耐震改修を支援します。

(3) 定住・移住につながる住環境の充実

★総合戦略掲載施策

定住・移住希望者からの相談に効果的に対応できるよう、ワンストップパーソン^{※21}の活用等により、定住・移住相談体制を充実し、また、空き家を活用した定住・移住を促進するため、県の空き家バンクへの登録を促進するとともに、空き家の解体に関する支援を行い、空き家を更地にすることで、増加する固定資産税の負担軽減制度の実施に向けた検証を行います。

※21 移住に関するあらゆる相談を一手に引き受ける担当職員。



3 道路・公共交通

現状と課題

道路や公共交通は、便利で快適・安全な住民生活や活力ある産業活動、地域間の連携・交流を支える重要な社会基盤です。

本町では、国道42号及び県道6路線（御坊湯浅線、御坊由良線、日高印南線、柏御坊線、井関御坊線、比井紀伊内原停車場線）、町道498路線によって道路網が形成されています。

現在、県道のうち、御坊由良線（田杭～阿尾・産湯～比井・小浦～方杭間）、井関御坊線（原谷地区）、柏御坊線（中志賀～上志賀間）の改良が行われていますが、交通量は増大し、車両の大型化も進んでいる一方、道路予算の縮小や改良費の増大等により、依然として整備率は低く、引き続き整備を促進していく必要があります。

また、井関御坊線（萩原地区）、柏御坊線（上志賀～柏間）、御坊由良線（方杭～柏間）については、狹隘で線形の悪い箇所が存在するため、早急な改善が望まれています。

町道については、日常生活に密着した道路として、また、広域幹線道路などへのアクセス道路などとして整備していくとともに、橋梁についても、定期点検を行い、長寿命化を計画的に進めていく必要があります。

なお、高速道路（近畿自動車道紀勢線）については、有田～南紀田辺間では依然として渋滞が発生しているため、4車線化の早期完成を促進するほか、地域の活性化や防災的側面からも、紀伊半島一周高速道路の早期の全線開通を要望する必要があります。

一方、本町の公共交通機関については、JR紀勢本線が南北に走り、紀伊内原駅が設置されているほか、民間事業者による路線バスが運行されています。

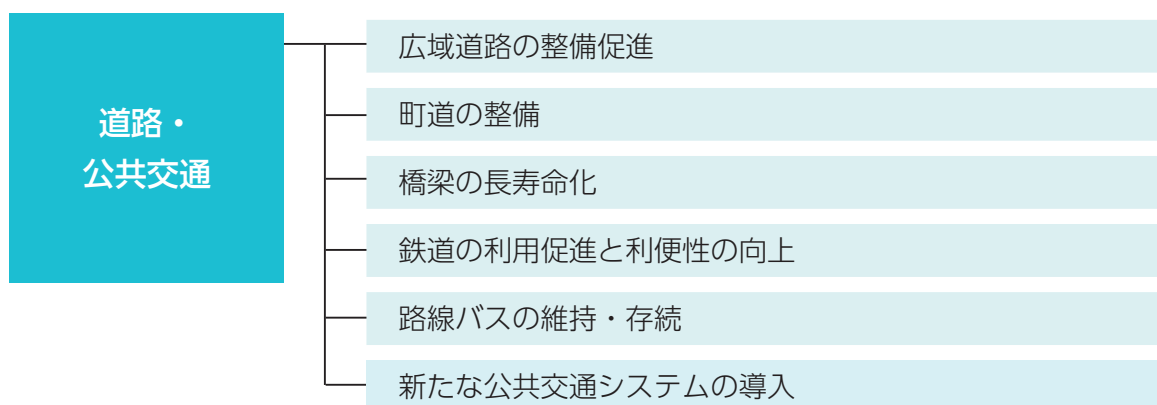
これら鉄道や路線バスは、学生や高齢者などの日常的な通学や通院、買物などの身近な移動手段として利用されてきましたが、急速に進む少子高齢化の影響や、道路網の整備とマイカーの普及などにより、利用者が年々減少しています。

鉄道については、令和2年3月に海南駅から紀伊田辺駅までICパスの利用が可能となったことや、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少とも相まって、紀伊内原駅は無人駅となっています。

路線バスについても、利用者が減少する中、経営の合理化・健全化対策などにより、現在運行している阿尾線と白崎・御坊線の2路線の維持・存続が危ぶまれ、大きな課題となっています。

今後は、将来を見据えながら、鉄道の利用促進と利便性向上、路線バスの維持・存続に向けた取り組みを進めるとともに、新たな公共交通システムの導入を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 広域道路の整備促進

- ① 地域全体の発展可能性の拡大に向け、関係自治体と協調し、近畿自動車道紀勢線の4車線化の早期完成と紀南延長を関係機関に働きかけます。
- ② 自動車通行の円滑化、安全性・快適性の向上に向け、国道42号及び県道の適切な維持管理と改良、歩車道の分離などを関係機関に要望します。

(2) 町道の整備

★総合戦略掲載施策

地域に密着した生活の基盤である町道については、地域の意向を踏まえつつ、拡幅や改良などを計画的に進めるとともに、危険箇所などの定期点検、道路パトロールの充実、効率的な維持管理体制の確立などに努めます。

(3) 橋梁の長寿命化

橋梁については、5年に一度の定期点検、橋梁長寿命化修繕計画の更新を行いながら、予防的な修繕や計画的な架け替えを行い、長寿命化を図ります。

(4) 鉄道の利用促進と利便性の向上

JR紀勢本線について、無人駅化に伴う駅舎改修や防犯カメラ設置などにより、安全で利用しやすい環境づくりを進めながら、全線ICパス化の促進など、利便性・快適性の向上を働きかけます。

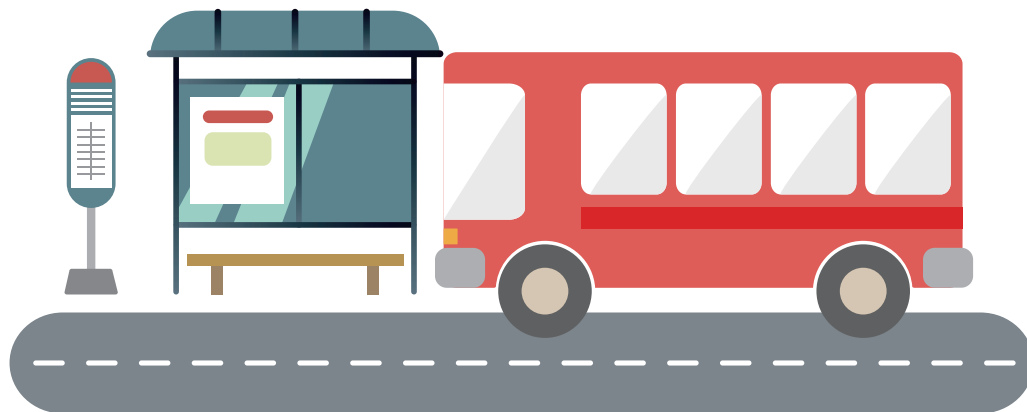


(5) 路線バスの維持・存続

高齢者等の移動手段の確保を図るため、路線バスの利用促進に努めるとともに、維持・存続を関係機関に働きかけます。

(6) 新たな公共交通システムの導入

町民の日常的な公共交通手段を確保するため、新たな公共交通システムの導入について検討・推進します。





4 情報化・技術革新

現状と課題

パソコンやスマートフォンを誰もが気軽に使える時代になり、情報社会は現在も発展の一途をたどっているほか、ロボットやAI、IoTが生活に身近なものとなるなど、技術革新が急速に進展し、新たな社会（Society 5.0）を迎えようとしています。

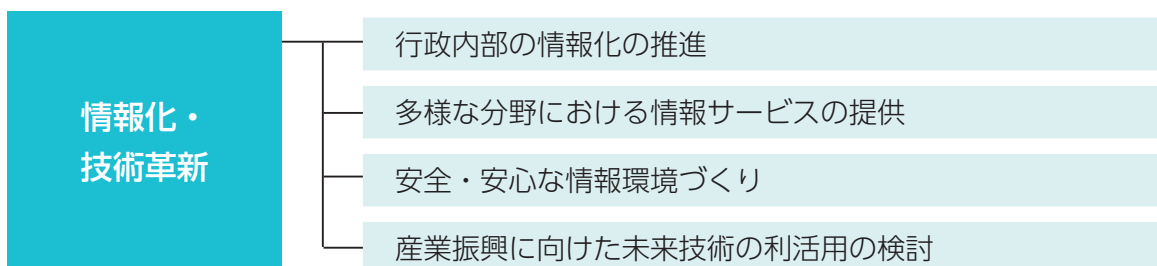
本町ではこれまで、庁内におけるネットワークの構築をはじめ、国・県のネットワークへの接続、事務の効率化に向けた各種システムの導入、ホームページの作成・活用、社会保障・税番号制度^{※22}の導入に伴う情報環境の整備等を進めてきました。

また、情報セキュリティ対策^{※23}についても、庁内ネットワークとインターネットの分離、県と市町村の協力による高度な情報セキュリティ対策の実施、職員への定期的な情報セキュリティ研修の実施など、積極的に取り組んでいます。

今後、情報化や技術革新は、町民サービスの向上や自治体経営の効率化、町全体の活性化にとって、より一層大きな役割を果たすことが予想されます。

このため、安全・安心な情報環境づくりを重視しながら、行政内部の情報化や、町民生活に直結する様々な分野における情報化を積極的に進めていくとともに、新たな社会への移行を見据え、技術革新の利活用についても検討を進めていく必要があります。

施策の体系



※22 国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用されている。

※23 データの改ざんや破壊、情報の漏えい、ウイルスの感染などがなされないよう、必要な安全対策を行うこと。

主要施策

(1) 行政内部の情報化の推進

電子自治体の構築をさらに進めるため、既存の各種システムの維持・充実に努めるとともに、時代に即した新たなシステムの導入を検討・推進し、行政内部の情報化を一層推進します。

(2) 多様な分野における情報サービスの提供

- ① 町民が様々な情報を入手し、町民生活に役立てることができるよう、ホームページやTwitter^{※24}（ツイッター）などの内容充実及び有効活用を図ります。
- ② 全町的な地域情報化の視点に立ち、ケーブルテレビの文字放送の充実等により、地域情報の提供をはじめ、多様な分野における情報サービスの提供を図ります。

(3) 安全・安心な情報環境づくり

誰もが安全に安心して利用できる情報環境づくりに向け、情報セキュリティ対策の強化に努めます。

(4) 産業振興に向けた未来技術の利活用の検討

★総合戦略掲載施策

農業や水産業をはじめとする産業の振興に向け、関係機関・団体と連携し、産業分野におけるロボット、AI、IoTなどの未来技術の利活用の可能性について検討を進めます。

※24 「ツイート」と呼ばれる140文字以内のメッセージから成り立つ情報ネットワーク。



第6章

力を合わせて
つくる日高

1 人権尊重

現状と課題

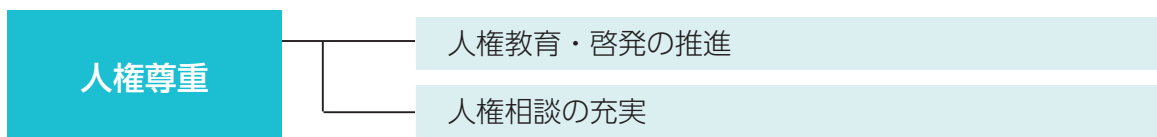
人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない権利です。すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うことが必要です。

本町では、県等関係機関との連携のもと、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、人権相談所の開設をはじめ、学校教育や生涯学習の場などを通じた教育・啓発の推進、街頭啓発や事業所訪問等による啓発の推進、人権講演会の開催等により、すべての町民の人権意識の醸成に取り組んできました。

しかし、近年、子どもや女性、高齢者等に対する虐待など、対応の強化が求められている課題や、インターネットを悪用した人権侵害や外国人への偏見など、新たに対応すべき課題も生じてきています。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果や課題等を踏まえ、内容・方法の充実や指導者の育成を図りながら、人権教育・啓発や人権相談を効果的かつ継続的に推進する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 人権教育・啓発の推進

- ① これまでの取り組みの成果や新たな課題等を踏まえて内容・方法の充実を図りながら、学校教育や生涯学習の場はもとより、様々な場や機会を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。
- ② 研修会や講演会への参加促進等を通じ、人権教育・啓発の指導者の育成を進めます。

(2) 人権相談の充実

関係機関との連携のもと、人権問題に関する相談体制の充実を図ります。



2 男女共同参画

現状と課題

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

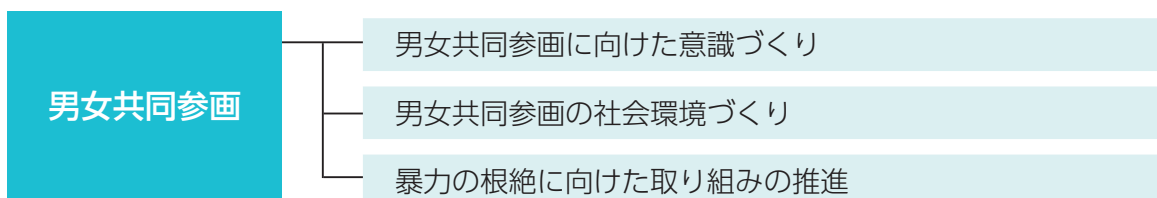
本町ではこれまで、啓発活動の推進をはじめ、審議会等への女性の登用、町職員の女性の登用職域の拡大、女性の学習機会の提供等を行い、男女共同参画についての町民の理解の浸透や女性の社会参画の促進に努めてきました。

このような中、男女共同参画に関する意識は徐々に根付き始めていますが、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会慣行が依然として残っているほか、男女が平等に生活や活動ができる社会環境の整備についても十分とはいえない状況にあります。また、DV^{*25}などの暴力が社会問題化し、これへの対応も求められています。

平成27年度には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りましたが、本町においては、こうした動向等を踏まえ、令和2年度に男女共同参画計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、意識改革の一層の推進や政策・方針決定の場への女性の参画促進をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

施策の体系



※25 Domestic Violenceの略。夫婦や恋人など親しい男女間における暴力。

主要施策

(1) 男女共同参画に向けた意識づくり

- ① 広報・啓発活動を通じ、男女共同参画社会の形成に向けた意識改革を推進します。
- ② 学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

(2) 男女共同参画の社会環境づくり

- ① 女性の意欲と能力を生かせるよう、町の審議会等への女性の積極的な登用、町職員の女性の登用職域の拡大、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進します。
- ② 女性の学習機会の提供等を行い、女性の能力の向上及びリーダーの育成を支援します。
- ③ 育児・介護休業制度の普及促進や事業所への男女共同参画に関する啓発、農水産業における労働環境改善の啓発など、ワーク・ライフ・バランス^{※26}の実現を支援する取り組みを進めます。

(3) 暴力の根絶に向けた取り組みの推進

DVなどの暴力の根絶に向け、関係機関との連携のもと、相談・保護体制の充実に努めます。

※26 仕事と生活の調和。



3 コミュニティ

現状と課題

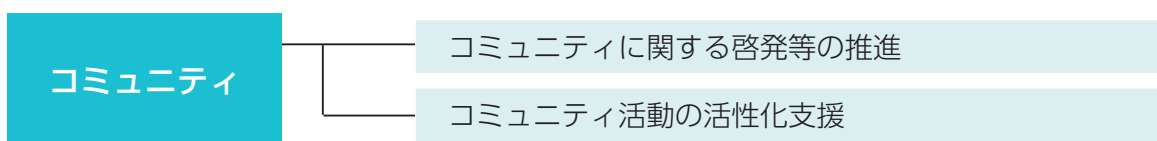
少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等に伴い、全国的にコミュニティ活動への参加者の減少、自治会組織への加入率の低下といった状況がみられ、互いに支え合うコミュニティ機能の維持・再生・創造が大きな課題となっています。

現在、各地区では祭りをはじめ、ふれあい活動や道づくり、環境美化活動、自主防災組織による防災訓練などが行われていますが、ライフスタイルや価値観の多様化等により、活動が停滞傾向にあるほか、町主催の各種大会などには、地区からの参加者が減少し、つながりが希薄化してきています。

本町は、人口増加地区と人口減少地区の二極化が進んでおり、増加地区では、転入者の活動への不参加が目立つほか、減少地区では、過疎化や少子高齢化、核家族化の進行等により、地域を支える人材が不足し、組織の維持が困難になってきています。

今後は、こうした状況を踏まえ、町民のコミュニティ意識の高揚や活動の活性化を促す取り組みを積極的に推進し、地域住民が互いに役割を持ち、支え合い、活躍し、楽しく暮らすことができる地域共生社会の実現を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) コミュニティに関する啓発等の推進

コミュニティの重要性や必要性に関する啓発活動や情報提供を行い、“地域住民のつながり”の維持・強化に努めます。

(2) コミュニティ活動の活性化支援

★総合戦略掲載施策

安全・安心に暮らせる地域環境の創出に向け、地域住民同士の交流の場づくりなど、支え合い助け合うコミュニティの再生と創造を促す取り組みを進めます。



4 町民参画・協働

現状と課題

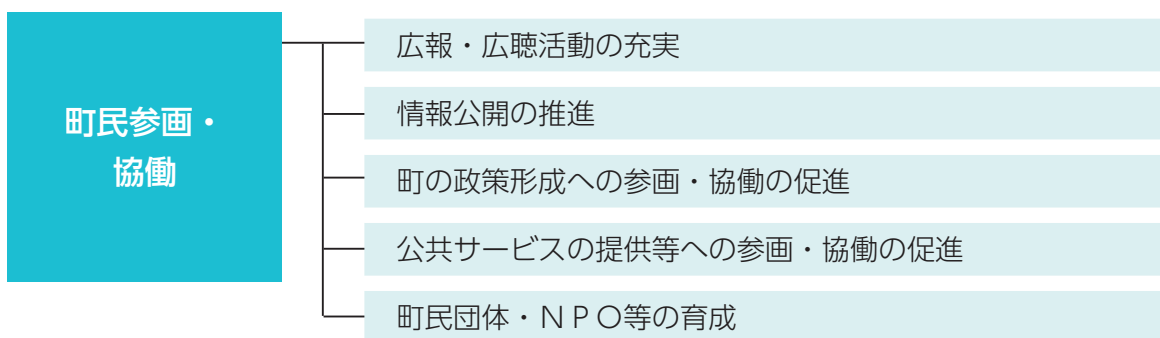
これからの地方自治体には、住民と互いに協力することが重要であり、住民と行政とが夢と危機感を共有しながら、それぞれの役割を理解し、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

本町では、「広報ひだか」やホームページ、Twitter、ケーブルテレビの文字放送及び議会中継放送、防災行政無線、メール配信サービスなどによる広報活動を行い、町民への行政情報の提供に努めているほか、区長会の開催や区長との視察研修、町へのご意見箱の設置、各種意識調査などによる広聴活動を行い、町政への町民の意見や要望の反映に努めています。

また、町民参画による開かれた町政を進めるため、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定のもと、情報公開を推進しているほか、審議会・委員会の設置や各種団体との懇談会の開催、パブリックコメント^{※27}の実施等を通じた町の計画づくりへの町民参画の促進に努めています。

今後は、これらの取り組みを一層充実させ、町民と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における新たな関係の構築を進め、知恵と力を合わせた協働のまちづくり、町民や町民団体、企業等の多様な主体がともに公共を担うまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



※27 ホームページ等を活用した住民の意見の募集とその対応結果の公表。

主要施策

(1) 広報・広聴活動の充実

- ① 読みやすくわかりやすい広報紙づくりをはじめ、多様な媒体・手段を活用した広報活動の充実に努めます。
- ② 区長会や町へのご意見箱、各種意識調査などによる広聴活動の充実に努めます。

(2) 情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、個人情報保護に十分配慮しつつ、情報公開を推進します。

(3) 町の政策形成への参画・協働の促進

町の各種計画づくりやその評価・見直しに際し、審議会・委員会の委員の一般公募や懇談会の開催、パブリックコメントの実施等を図り、町の政策形成への町民の参画・協働を促進します。

(4) 公共サービスの提供等への参画・協働の促進

必要性や効果を見極めながら、指定管理者制度や民間委託の推進等により、公共施設の整備・管理、公共サービスの提供等への町民団体・企業等の参画・協働を促進します。

(5) 町民団体・NPO等の育成

既存の各種町民団体の活動支援に努めるほか、新たなまちづくり団体やNPO等の育成に努めます。



5 行財政運営

現状と課題

将来にわたって自立・持続可能な地方自治体をつくりあげていくためには、自らの責任と判断で独自の政策を実行することができる行財政力が一層強く求められます。

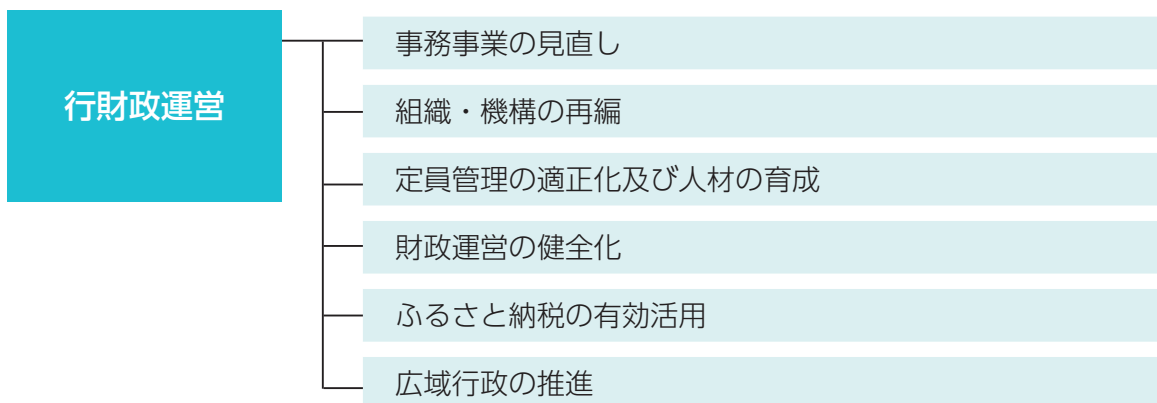
本町ではこれまで、地方行財政を取り巻く厳しい環境を踏まえ、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため、行財政改革を積極的に推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行等による景気の悪化に伴い、厳しい財政状況が長期的に続くことが予想され、一方では、少子高齢化の加速や安全・安心の時代の到来など社会・経済情勢の変化に伴い、町行政に求められる役割は一層増大・多様化していくことが見込まれます。

このような中、限られた財源を有効に活用しながら、自立した自治体を創造・経営していくためには、行財政運営のさらなる効率化が必要です。

このため、行財政全般について常に点検・評価しながら、事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理の適正化、人材の育成、財政運営の健全化など、行財政改革を継続的に進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 事務事業の見直し

事務事業について、費用対効果が高いと見込まれるものや、委託をすることでよい効果を得られる見込のあるものについては、民間委託等の推進に取り組むなど、改善及び整理・合理化を行います。

(2) 組織・機構の再編

新たな行政課題や問題、複雑・多様化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、必要に応じ、効率的な組織・機構への再編に取り組みます。

(3) 定員管理の適正化及び人材の育成

厳しい財政状況を踏まえ、計画的な職員の定員管理を行いながら、職員研修等への積極的な参加を促し、複雑・多様化する町民ニーズに対応できる質の高い職員の育成に努めるとともに、適正な人事評価制度の運用に取り組みます。

(4) 財政運営の健全化

- ① 中・長期的な見通しを踏まえつつ、また、財政状況の分析・公表を行いながら、施策の優先化・重点化を図るとともに、適切な基金の活用と町債の管理に十分配慮し、持続可能で健全な財政運営に努めます。
- ② 自主財源の基盤である町税の確保にあたっては、課税客体の適正な把握と納税意識の高揚に努めるとともに、課税の公平性を図る観点からも滞納整理の強化を図り、徴収率の向上に努めます。

(5) ふるさと納税の有効活用

★総合戦略掲載施策

ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、寄附者の増加に向けた取り組みを進め、まちづくりの財源として有効活用していくとともに、本町のファンとなり、応援してくれる関係人口の増加につなげていきます。

(6) 広域行政の推進

効率的な自治体経営の推進と町民サービスの向上に向け、御坊広域行政事務組合をはじめとする一部事務組合による共同事業等の充実に努めるとともに、今後の広域行政のあり方について調査・研究を進めます。





資料編

日高町総合計画外部策定委員会設置に関する要綱

要綱 第 22 号

令和 2 年 5 月 26 日

(目的及び設置)

第 1 条 社会を取り巻く環境や構造が大きく変動する中で、これからの日高町の目指すべき方向や、そのための取り組み内容を明らかにする新たな総合計画を策定するため、日高町総合計画外部策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新たな総合計画の内容に関すること。
- (2) その他、計画の策定上必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、副町長とする。
- 3 委員は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 住民代表者
 - (2) 各種団体から推薦を受けた者
 - (3) 町議会の議員
 - (4) その他座長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、総合計画の策定までとし、前条の各号に該当する者に変更があった場合は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 会議の進行は、座長が行う。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会は、原則公開とする。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務政策課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、設置の目的に達したときは、その効力を失う。
- 2 この要綱の施行後、最初の委員会の招集は、日高町長が行う。

日高町総合計画外部策定委員会委員名簿

職名	所属	氏名
委員	日高町農業委員会	稲葉伸秀
	比井崎漁業協同組合	木村英則
	日高町商工会	山田理司
	日高町区長連絡協議会	玉置正彦
	日高町学童保育所	野田ち代
	日高町立小・中学校長会	栗本憲治
	日高町議会	辻村昌宏
	日高町社会福祉協議会	皿山守
	日高町民生児童委員協議会	尾上純子
	日高町社会教育委員会	塩崎貢
座長	日高町副町長	田中達也



日高町総合計画策定委員会設置に関する要綱

要綱第 21 号
令和2年5月26日

(設置)

第1条 本町の第6次長期総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、日高町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次の各号に掲げるものの他、総合計画等の策定に必要な企画、調査、調整、研究及び資料の収集を行うものとする。

- (1) 総合計画策定方針の確定
- (2) 基本構想案の策定
- (3) 基本計画案の策定
- (4) その他、総合計画策定に関し必要となる方針の確定

(組織)

第3条 委員会は、別表委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には副町長をもって充て、副委員長は総務政策課長をもって充てる。
- 4 委員長は会議の議長となり会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは委員長の職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画の策定までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長が必要であると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 総合計画の策定にあたり、作業を円滑に進める上において、また職員参加による計画づくりを行うことから、委員会に必要に応じ作業部会を設置する。

- 2 作業部会の構成員は、各委員が選任した職員をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮り、その都度定める。

付 則

この要綱は令和2年6月1日から施行する。

日高町長期総合計画策定委員会名簿

委員	
副 町 長	田 中 達 也
教 育 長	森 順
総務政策課長	塩 路 晴 彦
住民福祉課長	山 澤 研 一
税 務 課 長	玉 置 尚 範
会 計 管 理 者	崎 山 孝 也
議会事務局長	鈴 木 利 治
健康推進課長	西 裕 子
産業建設課長	坂 本 佳 文
上下水道課長	玉 置 俊 則
教 育 課 長	中 筋 天 瑞



第6次日高町長期総合計画策定経過

年 月 日	内 容
令和元年9月13日～ 令和元年9月26日	町民アンケート調査の実施（18歳以上の町民2,000人）
令和元年9月26日～ 令和元年10月17日	現計画達成状況調査の実施 （第5次日高町長期総合計画の点検・評価）
令和元年11月18日～ 令和元年11月19日	各課ヒアリングの実施
令和元年11月25日～ 令和元年11月26日	グループディスカッションの開催 （8グループ：①役場若手職員グループ、②健康・福祉分野グループ、③産業分野グループ、④教育・文化分野グループ、⑤一般町民（公募）グループ、⑥住民自治・地区コミュニティ分野（区長）グループ×3グループ）
令和2年6月3日	第1回日高町総合計画策定委員会の開催 （基本構想素案の検討）
令和2年7月21日	第1回日高町総合計画外部策定委員会の開催 （基本構想素案の審議）
令和2年10月20日	第2回日高町総合計画策定委員会の開催 （基本計画素案の検討）
令和2年11月6日	第2回日高町総合計画外部策定委員会の開催 （基本計画素案の審議）
令和2年12月1日～ 令和2年12月21日	日高町長期総合計画策定パブリックコメントの実施

第6次日高町長期総合計画

笑顔で健康に暮らせるまち
海と緑に包まれた快適空間・ひだか

発行年度 令和2年度
編集・発行 日高町総務政策課

〒649-1213
和歌山県日高郡日高町大字高家626番地
TEL：0738-63-2051(代表)
FAX：0738-63-2923

